

平成26年度

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価の結果に関する報告書

平成27年9月

佐賀県教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、平成26年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について報告します。

平成27年9月3日

佐賀県教育委員会

目 次

◆ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の概要	1
◆ 平成26年度佐賀県教育委員会の運営状況に関する点検・評価	3
◆ 「平成26年度佐賀県教育の基本方針」に基づく取組の実績に関する点検・評価	
「佐賀県教育の基本方針」体系図	8
I 確かな学力を育む教育の推進	9
II 豊かな心を育む教育の推進	19
III 健やかな体を育む教育の推進	26
IV 時代のニーズに対応した教育の推進	32
V 教育活動を支える環境の整備	43
VI 文化財の保護	56

＜教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の概要＞

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正が行われ、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされたことから、平成20年度から実施しています。（同法第26条第1項）

上記の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。（同法同条第2項）

また、点検・評価の具体的な項目や指標、議会への報告や公表の方法については、特に国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとされています。

そこで今年度は、次のような内容及び方法で実施しました。

1 点検・評価の内容

- (1) 平成26年度佐賀県教育委員会の運営状況
- (2) 「平成26年度 佐賀県教育の基本方針」に基づく取組の実績

2 点検・評価の方法

教育委員会の運営状況及び施策・事業の取組実績等を取りまとめ、自己評価を行った後、点検・評価の方法や結果について、教育に関する有識者から意見を聴取しました。

【有識者】

(敬称略 五十音順)

氏 名	所 属	職 名
上野 景三	佐賀大学文化教育学部	教授
武田 徹	(元) 鳥栖市教育委員会	嘱託指導主事
坪田 順子	学校法人大浦学園 大浦ふたばこども園	園長
富吉 賢太郎	株式会社佐賀新聞社	常務取締役
山口 ひろみ	NPO法人唐津市子育て支援情報センター	センター長

3 審議の経過

- ・ 平成27年7月23日（木）
教育委員勉強会を開催し、自己評価案について協議
- ・ 平成27年8月4日（火）
点検・評価に係る有識者会議を開催し、点検・評価の方法や結果について意見聴取
- ・ 平成27年8月25日（火）
定例教育委員会において、「平成26年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」を審議し、議決

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他の教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

1 平成26年度佐賀県教育委員会の運営状況に関する点検・評価

(1) 教育委員会の概要

<教育委員会の目的>

教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興を図るため、広く地域住民の意向を反映した責任ある教育行政を実現する。

<教育委員会制度の仕組み>

- ◆ 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置（本県は、文化（文化財の保護を除く。）、スポーツ（学校における体育を除く。）、社会教育（PTAに関すること等を除く。）については、知事部局で所管）
 - ◆ 首長から独立した行政委員会としての位置付け
 - ◆ 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行
 - ◆ 教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は4年で、再任可
 - ◆ 教育長は、教育委員のうちから教育委員会が任命
- ※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年4月1日以降任命される教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は3年。

<佐賀県教育委員会の定数>

6人 ※根拠：佐賀県教育委員会の委員の定数を定める条例

<佐賀県教育委員会委員（平成27年3月31日現在）>

	氏名	職業
委員長	牟田 清敬	弁護士
委員（委員長職務代理者）	浦郷 公道	元県立高等学校長
委員（委員長職務代理者）	森田 久代	無職
委員	小林 由枝	保護者
委員	音成 洋子	会社役員
委員（教育長）	池田 英雄	元県本部長

(2) 教育委員会の主な活動内容

<教育委員会会議>

① 教育委員会会議の開催回数

◆ 平成26年度実績

定例会：12回、臨時会：3回、勉強会：12回、総計：27回

◇ 平成26年度 議決の状況（付議事項数…計51件）

- ・ 議会提出議案に対する意見 … 6件
- ・ 教育委員会規則・規程の制定・改廃…13件
- ・ 職員の人事関係 … 11件
- ・ 協議会・審議会委員の任命・委嘱 … 3件
- ・ 文化財の県指定 … 1件
- ・ 基本方針・計画の策定 … 3件
- ・ その他 … 14件

② 教育委員会会議（定例会、臨時会）の傍聴者数

◆ 平成26年度実績

延べ19人

③ 教育委員会会議の議事録の公表

◆ 平成26年度実績

詳細な議事録を作成し公表

◇ 公表内容

- ・ 開会及び閉会に関する事項
- ・ 出席委員の氏名
- ・ 委員及び傍聴人を除き、会議に出席した者の氏名
- ・ 教育長等の報告の要旨
- ・ 議題及び議事の概要
- ・ 議決事項
- ・ その他委員長又は会議において必要と認めた事項

<教育委員の活動>

教育委員の所管施設訪問状況

◆ 平成26年度実績

- ◇ 学校訪問、会議・行事等への出席状況
 - ・ 学校訪問 … 29校
 - ・ 県議会への出席 … 26回
 - ・ 教育委員会以外の会議や大会等への出席 … 18回
 - ・ 研修会・意見交換会への出席 … 4回
 - ・ その他視察等 … 10回

<附属機関の運営状況>

① 佐賀県いじめ問題対策委員会

◆ 平成26年度実績

開催回数 1回

- ◇ 主な審議内容
 - ・ 県内のいじめの状況及び「佐賀県いじめ防止基本方針」について
 - ・ 重大事態への対応について

② 佐賀県教科用図書選定審議会

◆ 平成26年度実績

開催回数 2回

- ◇ 主な審議内容
 - ・ 平成27年度以降使用する小学校及び特別支援学校小学部の教科用図書及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について
 - ・ 県教育委員会が示す教科用図書選定の資料について

③ 佐賀県文化財保護審議会

◆ 平成26年度実績

開催回数 全体会：2回、第1～第4部会：各2回

- ◇ 主な審議内容
 - ・ 平成26年度佐賀県文化財の指定について（全体会・第3部会）
 - ・ 佐賀県文化財指定候補についての検討（第1部会）
 - ・ 佐賀県内の無形文化財に関する懸案事項について（第2部会）
 - ・ 佐賀県内の天然記念物及び名勝に関する懸案事項について（第4部会）

<平成26年度における主な取組と成果（自己評価）>

- ・ 教育委員会会議については、定例会や臨時会を毎月1回以上開催しました。また、それぞれの課題やテーマについての勉強会の開催や学校訪問等による実態把握など、円滑な会議運営と議論の活性化を図りました。特に平成26年度は、「新たな生徒減少期に対

応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画（第1次）」について決定しました。

- ・ 教育委員会会議を公開し、会議の概要、会議資料及び詳細な議事録をホームページに掲載するとともに、本庁及び各総合庁舎（7か所）に設置している「情報提供窓口」において閲覧できるようにすることで、教育委員会の透明性の確保に努めました。
- ・ 市町教育委員会委員長・教育長会議を開催するなど、市町教育委員会との意思疎通を図りました。また、市町教育委員会の委員が、今日的な教育課題や職務遂行に必要な知識等について理解を深め、市町教育委員会がより高い使命感をもってその責任を果たしていけるよう、市町教育委員会の委員を対象とした研修会を開催しました。

特に平成26年度は、研修会に併せて、文部科学省の職員を講師に招き、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置や総合教育会議の設置など、今後の地方教育行政の仕組みを大きく転換する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正についての説明会を開催しました。

- ・ 平成26年度は、すべての県立高等学校の1年生に学習用PCを導入したことから、実際にICTを活用した授業を参観しました。また、中学校第1学年における小規模学級又はティームティーチングの選択制導入校等を訪問するなど、学校を訪問し、授業参観や意見交換を行うことで、現場の実態を把握するとともに、事業の効果や課題の検証に努めました。
- ・ 公安委員会との意見交換会を開催し、「いじめ防止対策における学校と警察の連携について」というテーマで意見交換を行い、共通認識を持つことで、学校現場における警察との連携や各種活動の促進に努めました。
- ・ 先進的ICT利活用教育推進事業の着実な実施と学校現場への一層の定着を図るため、教育政策課内の「教育情報化推進室」を独立させ、専任組織として「教育情報課」を新設しました。
- ・ 本県の特別支援教育を一層推進し、障害のある児童生徒の自立と社会参加の促進を図るとともに、市町教育委員会の取組に対する支援の充実を図るため、その専任組織として教育政策課内に「特別支援教育室」を新設しました。
- ・ 子どもの体力・運動能力向上に重点的に取り組むとともに、平成25年度に開催した北部九州総体を一過性のイベントとして終わらせることなく、継続して中・高校生の競技力向上を図り、さらに、学校の安全・安心、現代的な健康課題への対応や食育等への取組を強化するため、その専任組織として学校教育課内に「保健体育室」を新設しました。

<平成26年度実績評価（外部評価）>

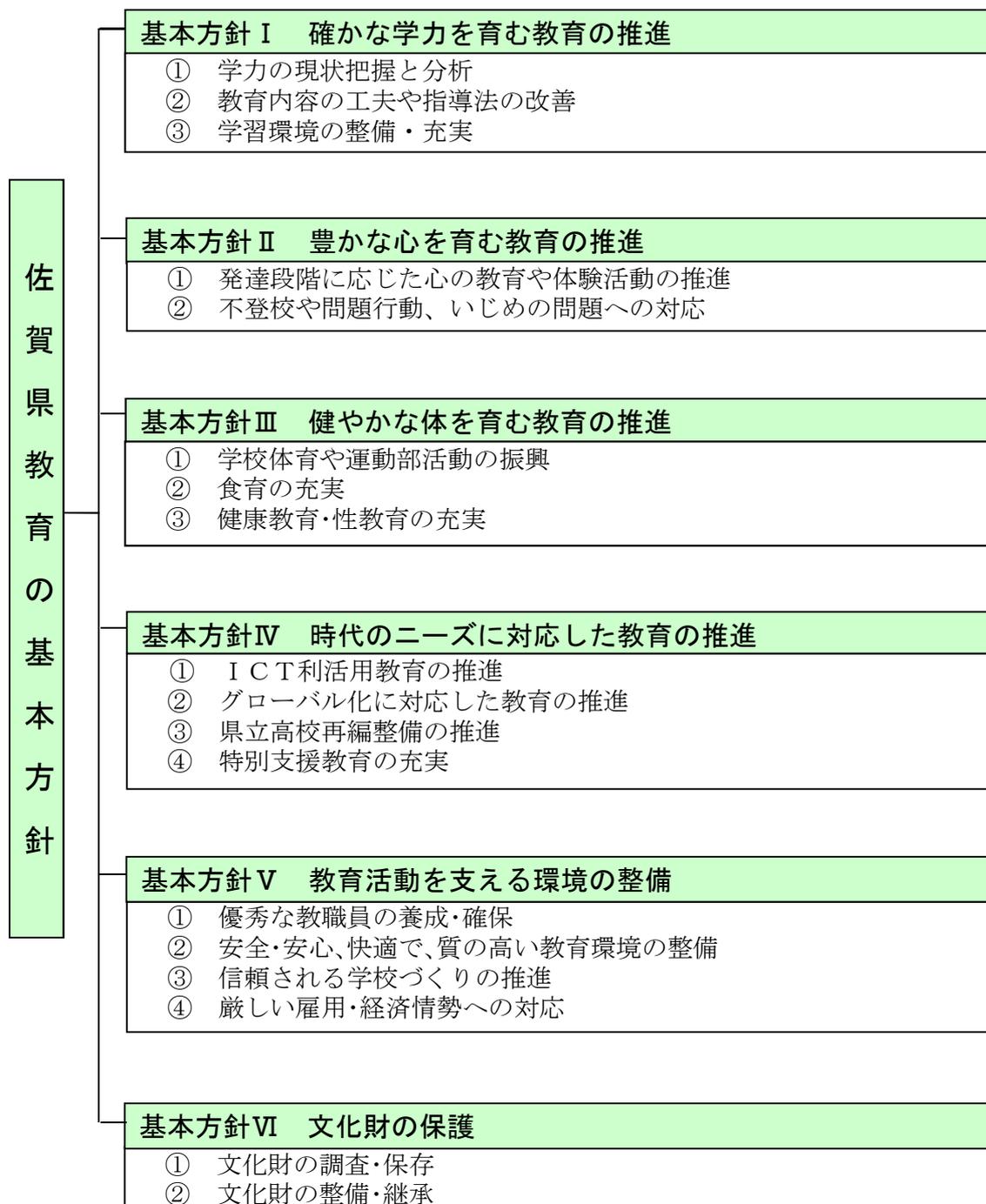
- ・ 障害のある子どもたちの支援について、なかなか理解が進まない現状があると思う。佐賀市において、身体障害者に採用内定を出した後、不採用となった事例があったが、これから就職を考える障害のある子どもたちにとっては、大きなマイナスの影響を与えた事案でもあったと思うので、県教育委員会の中でも議論があつてよかったのではないかと思う。
- ・ 佐賀県における障害者雇用率は全国平均より高いが、雇用されている大半は身体障害

者で精神障害者の雇用は皆無に等しいと聞いた。教育委員は、データを見るときには、数字だけではなく、その中にあるものについても知る必要があると思う。例えば、不登校児童生徒数については、数字だけでなく、実態についての見識も持ってほしい。

- 佐賀県いじめ問題対策委員会については、平成26年度は、いじめ防止対策推進法の施行後間もないということもあり、開催回数が1回のみと少なくなっているが、積極的に開催すべきである。

2 「平成26年度 佐賀県教育の基本方針」に基づく取組の実績に関する点検・評価

「平成26年度 佐賀県教育の基本方針」 体系図



<平成26年度施策の取組方針>

確かな学力の定着のため、学力の現状把握と分析、教育内容の工夫や指導法の改善に取り組みます。また、個に応じたきめ細かな指導の充実やICT利活用教育の推進等により、学習環境の整備・充実に取り組み、学力向上を図ります。

① 学力の現状把握と分析

児童生徒の学力や学習状況の現状を把握・分析し、その結果を各学校などへ提供するとともに、学校独自の分析に対する支援を行い、分析結果の活用促進を図ります。また、分析結果に基づいた研修等により、授業改善を図ります。

② 教育内容の工夫や指導法の改善

児童生徒の学力向上を目指し、教育内容の工夫や指導法の改善を図ります。また、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、研修等を通じて、言語活動の充実など、確かな学力を育む指導の充実を図ります。さらに、高等学校では、民間教育機関等と連携して、大学受験力及び学力向上に向けた合同学習会や指導力向上研修等の取組を充実させます。

③ 学習環境の整備・充実

少人数授業やチームティーチングによるきめ細かな指導、ICTを利活用した効果的な教育が実現できるよう、学習環境の整備・充実を図ります。また、校種間連携の推進、学校図書館を活用した読書活動の充実や大学と連携した研究等に取り組みます。

<関係課>

教育政策課、教育情報課、学校教育課

<平成26年度における主な取組と成果（自己評価）>**① 学力の現状把握と分析****◆ 平成26年度における主な取組とその成果****◇ 全国調査、県調査の分析と結果の活用促進**

- ・ 全国学力・学習状況調査（以下、「全国調査」という。）の結果（平成26年8月公表分）は、国が示す「標準化得点」で見ると、全国平均以上となったのは、実施された8区分中3区分（小6国語A、小6国語B、小6算数A）でした。
- ・ 県教育委員会では、採点結果のばらつきの防止のため、採点・分析委員会を開催して採点要領を作成しました。また、各学校での採点結果を集計・分析し、調査結果が各学校で積極的に活用されるよう、市町教育委員会や各学校へ速やかに情報提供を行いました。
- ・ 学校現場の教員等からなる学力向上対策研究部会を設け、秋田県や福井県での取組を踏まえ、調査によって明らかになった課題の解決に向け、小学校3校、中学校2校で授

業公開と研究会を行いました。また、各市町教育委員会及び各小・中学校では、学力向上対策評価シートを作成し、4月と12月の年2回実施される佐賀県小・中学校学習状況調査（以下、「県調査」という。）の結果を踏まえ、各自の課題と取組を明確化して改善を進めました。

- ・ 児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導法の工夫・改善に取り組むため、4月は小学校5年から中学校3年まで、12月は小学校4年から中学校2年までの全員を対象に県調査を実施しました。
- ・ 諸調査集計・分析システムを導入し、速やかに各学校に児童生徒の個票や分析結果を提供したことにより、これまでよりも早い段階で児童生徒一人ひとりに応じた指導や教師の指導方法改善に生かすことができるようになりました。
- ・ 平成26年度は、学習状況調査の分析・活用講座を開設しました。教員42名が参加し、自校の結果の見方や学力向上に向けた校内研修での活用方法について講義や演習・協議を行いました。

【指標】 全国調査の平均正答率（標準化得点の値）

H26目標 全区分で全国平均以上

→H26実績 [小6] 3/5区分 [中3] 0/5区分

（平成27年度全国学力・学習状況調査結果）

◆ 課題・問題点

◇ 全国調査、県調査の分析と結果の活用促進

- ・ 平成26年度から県調査を4月と12月の年2回実施したことにより、各学校では年2回のPDCAサイクルを回しながら、課題改善に取り組んでいるところです。今後、年間を見通した取組と調査結果の効果的な活用が図られるよう、校内研修等への支援を充実させていく必要があります。
- ・ また、学力向上に向けて、全国調査及び県調査の結果を活用したPDCAサイクルが、学校現場でしっかりと確立するためには、学力向上対策コーディネーターを中心とする全校的な推進体制の構築を確立して、組織的・計画的な学力向上対策を推進する必要があります。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 全国調査、県調査の分析と結果の活用促進

- ・ 平成27年度においても、児童生徒への調査結果の返却と指導法の改善等を迅速に実施することや学校現場による詳細な実態把握を行うことを目的として、採点及び集計・分析システムへの入力を各学校単位で実施し、短期間での結果集計を行います。
- ・ 調査結果を指導法改善につなげるため、学力向上対策評価シートの様式を見直すとともに、その活用例を各学校に示します。
- ・ 各学校の県調査を活用した学力向上の取組を支援するため、県調査の分析結果や先進校の取組事例等を紹介する「学力向上だより」を発行するとともに、教育センターや教

育事務所等の指導主事による訪問支援をより一層充実させます。

② 教育内容の工夫や指導法の改善

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 教育内容の改善・充実

- ・ 平成25年度に引き続き、有識者や保護者、市町教育委員会、県教育委員会関係者からなる「佐賀県学力向上対策検証・改善委員会」を設置し、学力向上対策のPDCAサイクルの確立を図り、全国調査及び県調査を活用した学力向上の取組を推進しました。

◇ 学力向上対策の推進

- ・ 学力向上の取組が十分進展していない学校や地域においては、その改善を図るため、県内市町立小・中学校に学力向上推進教員5人を配置しました。配置校においては、学力向上推進教員による教師の指導力向上のための支援や学校の課題に応じた学力向上対策の計画立案、実行、点検への支援等を継続的に行いました。
- ・ 学力向上対策コーディネーター研修会を県内3か所（佐賀、唐津、武雄）で開催し、教員の意識を高め指導力の向上を図りました。

◇ 学習指導要領への対応

- ・ すべての小・中学校の校長、教員及び各市町教育委員会の指導主事等を対象として平成26年度から平成28年度にかけての3か年で全員が参加する「小・中学校教育課程研修会」を開催し、学習指導要領の趣旨、各教科での主な改善事項、指導上の留意点などの周知を図りました。
- ・ また、学習指導要領に関するQ&Aをホームページ等で公表し、活用してもらうなど、きめ細かな対応を行ってきました。
- ・ 高等学校においては、現行の学習指導要領が平成25年度入学生から年次進行で実施されたことを踏まえ、従前の教育課程説明会に替え、平成25年度に引き続き「高等学校教育課程研究集会」を実施することとしました。平成28年度までの悉皆研修と位置付けており、行政説明に加え、実践事例の発表や協議を行うことで、高等学校における教育課程の適正な編成及び円滑な実施を促すための情報共有と実践研究の場としています。
- ・ 各小学校が外国語活動を円滑に実施できるよう、「小学校外国語活動研修会」を実施し、外国語活動の趣旨の徹底、新教材の取扱方法及び指導方法改善等の理解が深まるようにしました。

◆ 課題・問題点

◇ 教育内容の改善・充実

- ・ 各学校では、学力向上対策評価シートの作成等を通して、学力向上のPDCAサイクルについては概ね確立しましたが、今後はP（計画）、D（実践）、C（検証）、A（改善）のそれぞれの場面で、各学校の取組の質を向上させていく必要があります。

- ・ また、学力向上を阻害する学習習慣や生活習慣等の課題については、今後、更に焦点を絞り、家庭や地域と連携した取組をより一層推進していく必要があります。

◇ 学力向上対策の推進

- ・ 全国調査の結果等の客観的なデータに基づき、課題を把握するとともに、学校のみならず保護者、地域等の関係者間で課題認識を共有しながら取組を進めていくことが重要であり、そのための支援に努めていく必要があります。
- ・ 学力向上の取組が各学校の実態に応じた効果的な取組となるよう、学力向上対策コーディネートを中心に全校的な学力向上推進体制を確立する必要があります。
- ・ 学力向上推進教員の活動を通して、秋田県・福井県の取組のノウハウ等を、県内学校現場に浸透させていく必要があります。

◇ 学習指導要領への対応

- ・ 現行の学習指導要領は、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から全面実施されています。また、高等学校では平成24年度入学生から数学・理科が先行実施され、全日制課程では平成27年度から全学年で実施されています。今後も引き続き、各学校における教育課程の適正な編成及び円滑な実施を支援する必要があります。
- ・ 小学校外国語活動は、各学校における指導体制づくりや教員の指導力の向上などを進める必要があります。
- ・ すべての教科において言語活動を充実改善させる必要があり、特に外国語教育については、これまで以上に積極的にコミュニケーションを図る態度を育成する必要があります。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 教育内容の改善・充実

- ・ 「佐賀県学力向上対策検証・改善委員会」を引き続き開催し、全国調査及び県調査結果の一層の活用を図りながら、学力向上に向けての課題を抽出し、指導法や家庭学習習慣の定着に向けた取組等の検証・改善を継続して行います。

◇ 学力向上対策の推進

- ・ 学力の現状把握と分析及び課題の抽出、教員の指導力向上及び指導方法改善、学習環境の改善充実、家庭・地域の教育力の向上及び連携の強化からなる「佐賀県における学力向上重点対策」に沿い、市町教育委員会と連携・協力しながら、各学校等の実態に応じた効果的な取組を推進します。
- ・ 県内8中学校区の小中学校（8中学校、14小学校）を県の研究校として指定し、児童生徒の活用力を高めるための授業改善の実践研究を行います。
- ・ 引き続き、学力向上推進教員（5人）を配置し、勤務校や支援校に加え、より多くの学校に対して、学力向上や教員の授業改善等に向けた取組の支援を行います。

◇ 学習指導要領への対応

- ・ 小・中学校については、平成26年度から平成28年度までの3か年計画で、すべての校長、教員及び各市町教育委員会の指導主事等を対象とした「小・中学校教育課程研修会」を実施し、学習指導要領に基づく小・中学校教育の一層の充実を図ります。
- ・ 高等学校については、平成25年度から平成28年度までの4か年で、すべての校長、教員を対象とした「高等学校教育課程研究集会」を実施し、実践事例の発表や研究協議を行うなど、教員が学習指導要領への理解を深めるとともに、実践としての授業や評価の工夫・改善が図られるよう内容の充実を図ります。
- ・ 小学校における外国語活動も含めた外国語教育については、将来の国際社会の中での活躍を視野に入れ、外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図る態度を育成し、授業の中で児童生徒が外国語による言語活動を行う機会をこれまで以上に確保するなど、外国語教育の充実改善及び指導内容・方法等の研究に取り組みます。

③ 学習環境の整備・充実

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 小学校低学年（第2学年）及び中学校第1学年の小規模学級・チームティーチング選択制の実施

- ・ 小学校低学年（第2学年）における小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制により教員を加配された学校では、子どもたちの基本的な生活習慣や学習習慣を育むとともに、子どもたち一人ひとりへの、より積極的できめ細かな指導の充実を教員に促していくという成果が見られました。
- ・ 中学校第1学年における小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制により教員を加配があったのは、26校（小規模学級11校、チームティーチング18校）でした。このうち、複数年連続の対象校の中から2校を選定し、スクールミーティングを実施しました。
- ・ 実施校へのアンケートには、「1学年時に手厚く指導できることで、中学校3年間の生活面での安定が図られていると強く感じる。」「教師の人数が増えることで、生徒指導面でも学習指導面でも生徒一人ひとりに目がいきとどき、きめ細かな指導ができた。そのことが、保護者の信頼を得ることになり、よりスムーズな教育活動にもつながっている。」などの肯定的な意見が出されました。

◇ 県立高等学校での少人数学級編制の導入

- ・ 「高校教育改革プロジェクト会議」での検討結果を踏まえ、県立高等学校における学習活動の充実や学力の向上を図るため、希望校の申請による少人数学級編制に取り組みました。平成26年度は5校から申請があり、これらの学校を認定しました。この県立高等学校での少人数学級編制は、平成23年度から3年間の実践研究の結果、各校とも学力向上や生徒指導の充実等、学校の目的にあった成果が示されたことから、実践研究校の認定を平成25年度で終了し、平成26年度からは希望校の申請による本格実施に移行したものです。

◇ ICT利活用教育環境の整備・充実

- ・ 総合計画2011の工程表に沿って、管理職研修、教育情報化推進リーダー研修等の全校種・全教職員研修を実施するなど、それぞれの職種や役割に応じた研修に取り組んだことにより、研修受講者の割合は、平成25年度に引き続き高水準を維持しています。また、研修内容についても、平成25年度から引き続き実践力養成研修を実施し、教育工学面からの理解、活用に関する研修に取り組むとともに、平成26年度は、特に、補充研修を実施し、校種や教科別の授業実践を含めた研修に取り組みました。なお、ICTの活用により授業がよく分かるようになった児童生徒の割合も高いレベル（H25：80%→H26：81%）を維持しています。

【指標】 ICTの活用により授業がよく分かるようになった児童生徒の割合
H26目標 90% → H26実績 81%

◇ 校種間連携の推進による効果的指導法の構築

- ・ 小・中学校の連携については、県内の小中一貫教育校の取組状況を把握するとともに、学校や地域の実態に応じた連携が進められるよう、情報提供等を行いました。

◇ 読書活動の充実

- ・ 図書館の所蔵冊数、貸出し状況、委員会活動の状況、朝読書の実施状況等の調査・確認を行い、学校図書館の現状を把握しました。

◇ 佐賀大学（文化教育学部）との連携による取組

- ・ 教育課題への質の高い対応を図ることを目的として、佐賀大学文化教育学部と県教育委員会の連携・協力事業を進めました。両者による連携・協力協議会を開催するとともに、小・中学校の補充学習等への学生ボランティアの派遣や、講演会、授業研究会の講師等への大学教員の派遣を要請に応じて行いました。

◇ 土曜日等を活用した教育活動の充実

- ・ 市町教育委員会に対してアンケートを実施し、その結果について市町に情報提供を行いました。市町によって、一部の学校の取組であったり、実施回数や実施内容も様々ですが、平成26年度は、土曜日・日曜日・長期休業中のいずれかにおいて教育活動の充実につながる取組が全市町で実施されました。今後、多くの学校へ広がっていくよう、市町教育委員会、各学校の主体的な取組のための支援を引き続き行います。

◇ 放課後等を活用した補充学習の充実

- ・ 学習内容の定着が十分に図られていない児童生徒の学力向上を図るため、教員OBや教員志望の大学生等の外部人材を活用した放課後や長期休業中における補充学習等への支援を14市町35中学校に対し行いました。

- ・ 生徒へのアンケートでは「補充学習は自分のためになる」「意欲的に取り組むことができている」「内容はよく理解できている」の項目で、肯定的に回答した生徒の割合は85%を超えています。

◆ 課題・問題点

◇ 小学校低学年（第2学年）及び中学校第1学年の小規模学級・チームティーチング選択制の実施

- ・ 小学校低学年（第2学年）及び中学校第1学年については、生活面・学習面において不安定な時期であることから、引き続き、きめ細かな指導を行うことが必要です。
- ・ 中学校第1学年では、学習内容が小学校から大きく変わり、新しい教科では学力差が生じやすいことなどから、個に応じた指導の充実を図るために、今後もきめ細かな指導のための環境整備が必要です。

◇ 県立高等学校での少人数学級編制の導入

- ・ 実践校の実施状況を把握し、課題については改善に努め、その取組を各学校へ周知していく必要があります。

◇ ICT利活用教育環境の整備・充実

- ・ ICT利活用教育実践のため、十分な学習指導力を備えた教職員の育成・確保を図るとともに、より教育効果が高まるよう教授法の工夫・改善に取り組んでいく必要があります。

◇ 校種間連携の推進による効果的指導法の構築

- ・ 小・中学校間の連携については、広く取組が行われると同時に、小中一貫教育の導入など連携の強化が進む状況にあり、各学校等の実態に応じた効果的な連携が深まるよう支援していく必要があります。

◇ 読書活動の充実

- ・ 読書活動の調査結果を踏まえ、必要に応じて図書館環境の整備や朝読書の充実を今後も図っていく必要があります。

◇ 佐賀大学（文化教育学部）との連携による取組

- ・ 大学が有する専門的な知見を効果的に活かし、本県児童生徒の課題、学習指導要領への対応など、今日的な教育課題やニーズに応じた連携・協力を、今後更に推進していく必要があります。

◇ 土曜日等を活用した教育活動の充実

- ・ 市町教育委員会及び各学校が、学力向上や特色ある学校づくりなどそれぞれの課題に応じて、主体的に取り組めるよう、有用な情報の提供を行うとともに、各市町教育委員

会や学校間で取組事例の情報共有を図り、土曜日等を活用した教育活動が充実するよう支援していく必要があります。

◇ 放課後等を活用した補充学習の充実

- ・ 各学校の生徒の実態に応じて、放課後等を活用して補充学習が行われていますが、今後より充実した取組にするためには、指導員の確保が必要です。

≪参考≫平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 小学校低学年（第2学年）及び中学校第1学年の小規模学級・チームティーチング選択制の実施

- ・ 小学校低学年（第2学年）においては、引き続き小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制を実施し、児童が将来の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣をしっかりと身に付けることができるよう取り組みます。
- ・ 中学校第1学年においても、引き続き36人以上の学級を有するすべての学校を対象に、小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制を実施し、いわゆる「中1ギャップ」の解消を図るなど、生徒が安心して学習に取り組める環境整備に努めます。

◇ 県立高等学校での少人数学級編制の導入

- ・ 県立高等学校における学習活動の充実や学力の向上を図るため、平成27年度は5校を実践校に認定し、少人数学級編制を活用して学習活動の充実や学力の向上に取り組みます。

◇ ICT利活用教育環境の整備・充実

- ・ ICT利活用教育推進の取組を改善・充実し定着させる必要があることから、学校長及び教育情報化推進リーダーを中心とした校内研修体制の更なる改善・充実を図ります。
- ・ 平成26年度に引き続き、全校種・全教職員を対象としたスキルアップ研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。

◇ 校種間連携の推進による効果的指導法の構築

- ・ 小・中学校の連携については、発達段階に応じた適切な指導や、体系的で連続性のある指導が行われるよう、市町教育委員会及び各学校の取組を支援していきます。

◇ 読書活動の充実

- ・ 読書活動の調査結果を踏まえ、必要に応じて図書館環境の整備や朝読書の充実を働きかけていきます。高等学校では学校訪問の際に、図書館の現状確認を行っていきます。

◇ 佐賀大学（文化教育学部）との連携による取組

- ・ 今日的な教育課題に対応するため、平成27年度は新規事業「教師力・学校力向上に

資する実践研究」など、12事業を実施し、連携・協力事業の各プロジェクトによる具体的な取組を充実させていきます。

- ・ 各事業の更なる活性化を図るため、連携・協力事業の見直し、整理・統合を行い、引き続き佐賀大学文化教育学部と県教育委員会の相互の強みを生かした連携による取組を推進していきます。

◇ 土曜日等を活用した教育活動の充実

- ・ 市町における実施状況等についてアンケート調査を実施し、各市町や学校間で取組事例の情報共有が図られるよう情報提供をするなどして、今後、土曜日等を活用した教育活動が、多くの学校に広がっていくよう、市町、学校の主体的な取組のための支援を引き続き行います。

◇ 放課後等を活用した補充学習の充実

- ・ 放課後等を活用した補充学習について、効果的な取組やノウハウについては、市町への情報提供を積極的に行っていきます。
- ・ 関係市町における指導員確保のために、県内の大学への広報活動を行います。

<基本方針Ⅰの成果指標>

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H22 (現状)	H23	H24	H25	H26
※全国学力・学習状況調査の平均正答率(標準化得点の値)	区分	東日本大震災の影響で未測定	全区分で 全国平均 以上	全区分で 全国平均 以上	全区分で 全国平均 以上	全区分で 全国平均 以上
			[小6] 3/5 [中3] 1/5	[小6] 3/4 [中3] 0/4	[小6] 3/4 [中3] 0/4	[小6] 3/5 [中3] 0/5
ICTの活用により授業がよく分かるようになった児童生徒の割合	%	—	60	70	80	90
			64	78	80	81

※ 「全国学力・学習状況調査の平均正答率(標準化得点の値)」については、平成22年度調査結果の公表(平成22年7月30日)に当たり、文部科学省から、新たに、「標準化得点」が示されました。これは、本調査が、年度により問題の難易度の差等もあることを踏まえ、年度間の相対的な比較等を行うための指標として、それぞれの年度の全国(国・公・私)の平均正答率が100となるように標準化した得点です。

※ 学力向上に向けた取組の成果は、翌年度4月に実施される「全国学力・学習状況調査」に反映されます。このため、表中下段には、翌年度に実施された調査結果を記載しています。

<平成26年度実績評価（外部評価）>

- ・ 学力向上対策を継続していけば、いずれ目標に到達できると思うので、引き続き取組の継続が必要である。学力に地域差が見られるが、学力向上推進教員の成果が表れることに期待している。
- ・ ICTの活用により授業がよく分かるようになった児童生徒の割合については、ここ数年80%程度で推移しており、平成26年度は目標である90%に達していない。これに対する考察が記載されていないが、目標に達しなかったことについて、どのような課題があるのかということ盛り込むことがポイントであると考え。
- ・ 学力向上対策については、PDCAサイクルの確立や全国調査において児童生徒の無答をなくすことに努力されてきたと思うが、無答については今年度も改善が見られていない。今年度の全国調査の問題を見てみると、県の従来取組では、児童生徒が答えられない問題も出題されている。国が考えている必要な学力と県の取組に齟齬が生じていると感じており、分析の仕方を考えて、別の方策に取り組まなければ進まないところに来ているかもしれないので、平成27年度はそういうことを意識した取組が必要だと考える。
- ・ 大学との連携については、いろいろな問題や課題に対して高等教育機関が応えられているのかどうかを検証することも必要である。

<平成26年度施策の取組方針>

豊かな心を育むため、児童生徒の発達段階に応じた心の教育や体験活動を推進します。また、不登校や問題行動、いじめの問題への解決に向けた支援体制の整備・充実に取り組みます。

① 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進や、家庭や地域、関係機関等と連携した体験活動などの充実により、相手を尊重する心や思いやりの心など児童生徒の豊かな人間性や社会性の育成を図ります。また、児童生徒の人権意識の高揚を図ります。

② 不登校や問題行動、いじめの問題への対応

すべての児童生徒が安全・安心で魅力ある学校生活を送ることができるよう、家庭、地域、関係機関と連携した教育相談体制や生徒指導体制の充実・強化等に取り組みます。特に、いじめの問題については、いじめ防止対策推進法に基づいた体制整備を推進します。また、中学校第1学年で急増する不登校の解消に引き続き取り組みます。

<関係課>

学校教育課、人権・同和教育室

<平成26年度における主な取組と成果（自己評価）>

① 発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 道徳教育の推進

- ・ 学校と家庭・地域が連携して児童生徒の道徳性を育てていくため、県内の全公立小・中学校において、保護者や地域の方々に対して、学校における道徳教育の取組を紹介し、すべての学級で道徳の授業を公開する「ふれあい道徳教育」を実施しました。
- ・ 「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」の研究指定校（小・中学校各1校）において、体験活動を通じた道徳教育の研究と学校と家庭・地域が連携した児童生徒の豊かな心を育む取組を行い、研究発表会で県内の学校にその成果を普及しました。

◇ ユニバーサルデザイン教育の推進

- ・ 教科等研修会において、ユニバーサルデザイン教育の推進についての県の具体的な取組やその趣旨などについて説明することで周知を図りました。また、特別支援学校の児童生徒や高齢者との交流など、ユニバーサルデザインの視点に立った授業の実施や体験活動を行う学校が増えました。

◇ 体験活動の推進

- ・ 豊かな心を育むため、文化芸術体験、ボランティア活動、自然体験活動、集団宿泊体

験、職場体験活動などを推進しました。例えば、小・中学校に対しては、教育課程研修会「総合的な学習の時間」部会において、身近な地域の自然環境の保護などをテーマに、体験活動を効果的に取り入れた実践等を紹介するなど、体験活動の重要性や指導計画に位置付けるための手立てについて、改めて周知を図りました。

◇ 人権・同和教育の推進

- ・ 教職員を対象とした人権・同和教育に関する研修を実施し、指導方法・内容の工夫改善に取り組みました。

※県教委主催研修

市町教育長等人権・同和教育研修会	104人
小学6年担任及び中学社会科担当人権・同和教育研修会	256人
人権・同和教育担当者地区別研修会（2回）	430人
教育庁職員人権・同和問題研修会（3回）	367人

◆ 課題・問題点

◇ 道徳教育の推進

- ・ 「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」による研究指定を継続して行い、学校等にその研究成果を広く紹介することで、県内における道徳教育を更に充実させていく必要があります。
- ・ 道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりを進め、各学校における道徳教育を更に充実させていく必要があります。

◇ ユニバーサルデザイン教育の推進

- ・ ユニバーサルデザイン教育の取組は、一部のクラスや学年、教科の実施にとどまっている学校もあるため、学校全体の取組となるよう支援が必要です。

◇ 体験活動の推進

- ・ 多くの学校で、各教科等との関連や活動のねらいを明確にした体験活動が、年間指導計画に基づいて行われるようになってきているものの、取組を更に充実したものとするため、学校・地域での推進体制を整えていく必要があります。

◇ 人権・同和教育の推進

- ・ すべての学校において、年間指導計画に基づいた人権・同和教育が実施されていますが、人権・同和問題に対する理解は十分とは言えない状況にあるため、引き続き、指導方法・内容の工夫改善などにより人権・同和教育の一層の推進を図る必要があります。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 道徳教育の推進

- ・ 学校と家庭・地域が連携して児童生徒の道徳性を育てていくため、県内の全公立小・

中学校において、保護者や地域の方々に対して、学校における道徳教育の取組を紹介し、すべての学級で道徳の授業を公開する「ふれあい道徳教育」を継続して実施します。

- ・ 「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」の研究指定校（小・中学校各1校）において、体験活動を生かした道徳教育や、学校と家庭や地域が連携した道徳教育の研究を行い、1月に授業公開及び研究発表をすることで、広く県内の学校に普及させていきます。
- ・ 道徳教育推進教師を対象とした研修会等を実施し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりと道徳教育に係る諸計画の整備・充実を進めます。

◇ ユニバーサルデザイン教育の推進

- ・ 今年度中に策定、公表予定の「佐賀県UD推進指針2015」に基づくユニバーサルデザイン教育の一層の推進に努めます。
- ・ ユニバーサルデザイン教育推進校等における先進的な取組の県ホームページへの掲載をはじめ、研修会等で周知していくことで、学校全体で取り組むためのカリキュラムや校内体制の在り方等を普及していきます。

◇ 体験活動の推進

- ・ 教育課程研修会「総合的な学習の時間」部会等において、先進的な取組事例や、地域・関係団体と連携した推進体制が整えられている学校等に関する情報提供を通じて、体験活動の改善・充実に取り組んでいきます。

◇ 人権・同和教育の推進

- ・ 教職員を対象とした人権・同和教育に関する研修の実施や人権・同和教育の実践資料集の作成により、指導方法・内容の工夫改善など人権・同和教育の一層の推進を図っていきます。

② 不登校や問題行動、いじめの問題への対応

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 不登校対策の強化

- ・ 不登校の生徒数が多く、不登校への対応が特に課題となっている中学校14校を不登校対策推進校に指定し、不登校対策の中心となる教育相談主任を補佐する非常勤の教員を配置するなど、人的支援を行いました。その結果、教育相談主任を中心とした校内の教育相談体制の強化につながりました。
- ・ 不登校の生徒数が多い中学校15校に、スクールカウンセラーを重点配置（配置時間数を増加）しました。その結果、重点配置校15校においては、スクールカウンセラーによる不登校生徒及び保護者への支援、教職員への助言等が充実し、不登校への対策の強化が図られました。
- ・ 不登校対策に関する校内体制の整備・充実のための支援と併せて、学校復帰が困難な不登校児童生徒に対して、訪問による相談や学習支援等についての豊富な知識と経験を

有するNPO法人と連携し、不登校の長期化や深刻化を防ぐための段階的・継続的な支援を行いました。

【指標】小・中学校における不登校児童生徒数の割合（平成27年3月31日現在）

H26目標 22年度（小学校0.23%、中学校2.65%）を維持

→ H26実績 小学校0.32%、中学校2.76%（速報値）

（参考：高等学校1.30%）

◇ 教育相談体制の充実

- ・ 県内の公立小・中・高等学校の教育相談担当者を対象とした研修会等において、校内教育相談体制の充実のためのポイントや関係機関との連携の必要性について指導や助言を行い、各学校の教育相談体制の充実を図りました。
- ・ スクールソーシャルワーカーを希望した19市町へ派遣するとともに、支援対象を高等学校まで拡充し、関係機関との連携やケース会議への助言等を行うなど、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒が抱える様々な問題に対する支援を行いました。

◇ 生徒指導体制の充実

- ・ 平成24年度に深刻ないじめ事案が発生したことから、いじめの早期発見・早期対応の取組を更に充実させるため、引き続き県の標準様式を用い、保護者も含めた年2回のアンケート調査を実施しました。
- ・ 学校のないじめ問題の防止と解決に向けて、その基本的な考え方やいじめへの対処を記した教職員向けリーフレット「子どもたちのSOSが聞こえますか？」をいじめ防止対策推進法を踏まえた内容に改訂し、県内の全小・中・高等学校に配付し、校内での研修会等での活用による生徒指導体制の充実を推進しました。
- ・ いじめの問題をはじめ、問題行動や犯罪被害の未然防止や早期解決を図るため、各教育事務所・支所に計3人の生徒指導支援員を配置しました。
- ・ 警察との連絡制度の一層の徹底を図るとともに、その他の関係機関や地域、家庭との連携を強化し、情報の共有により問題行動の抑止と事案発生時のための体制を強化しました。
- ・ いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、佐賀県いじめ防止基本方針を策定、公表し、すべての公立学校における学校いじめ対策委員会等の設置・運用を推進するとともに、佐賀県いじめ問題対策連絡協議会、佐賀県いじめ問題対策委員会を設置し開催するなど、いじめ問題に対応する体制の整備を進めました。

◆ 課題・問題点

◇ 不登校対策の強化

- ・ 平成26年度の不登校児童生徒数は、前年度と比べ高等学校は減少したものの、小・中学校においては2年連続で増加しました。不登校の要因や背景はケースにより様々であり一つに特定することはできませんが、「学校生活」「家庭生活」「本人の問題」等に起

困し、それらが複雑に絡み合っています。また、学校に通わせることが絶対ではないという保護者の意識の変化もあります。こうしたことから、引き続き、学校が組織として対応するための体制の整備・充実のための支援とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材を活用し、関係機関との連携を図るとともに、家庭への助言や支援を行っていく必要があります。

◇ 教育相談体制の充実

- ・ 不登校対策推進校については、教育相談主任を中心とした校内体制の一層の充実・強化を図るとともに、不登校対策推進校から成果として得られたノウハウを推進校以外の学校にも紹介し、県内すべての学校における校内体制の充実・強化を図る必要があります。
- ・ 学校現場では、近年、複雑な家庭的要因を抱えた児童生徒が増加傾向にあり、個々の家庭環境に働きかけ児童生徒の環境を改善することなど、学校の取組だけで解決することが困難なケースが増えていることから、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校と関係機関が、より一層連携して児童生徒が抱える問題を解決できるように支援していく必要があります。

◇ 生徒指導体制の充実

- ・ 佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、学校だけでなく、家庭、地域、関係機関と連携した体制の充実・強化を図る必要があります。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 不登校対策の強化

- ・ 不登校の対応が課題となっている中学校に非常勤講師を配置する「不登校対策推進校」を、14校指定することで、不登校生徒の学校復帰や未然防止のための指導体制の強化を図ります。また、各推進校において効果のあった取組を研修会等で教育相談担当者で紹介したり、各教育事務所・支所の学校訪問などで情報提供したりすることなどを通して、県内のすべての学校における対策の強化を図ります。
- ・ 中学校における不登校生徒数が依然として多いため、県が事業主体となって全公立中学校にスクールカウンセラーを配置することで、教育相談体制の更なる充実を図ります。
- ・ 不登校の生徒が多い中学校15校に、スクールカウンセラーの重点配置（配置時間数を増加）を行い、生徒や保護者等への教育相談体制の一層の充実を図ります。
- ・ 学校復帰が困難な不登校児童生徒に対して、訪問による相談や学習支援等についての豊富な知識と経験を有するNPO法人と連携し、不登校の長期化や深刻化を防ぐための段階的・継続的な支援を引き続き行います。

◇ 教育相談体制の充実

- ・ 引き続き、県内の公立小・中・高等学校の教育相談担当者を対象とした研修会等において、校内教育相談体制の充実のためのポイントや関係機関との連携の必要性について

説明し、各学校の教育相談体制の充実を図ります。

- ・ スクールソーシャルワーカーについては、引き続き公立の小・中・高等学校へ派遣できる体制を整え、関係機関との連携やケース会議への助言等を行うなど、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒が抱える様々な問題に対して支援を行います。

また、スクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行うために平成24年度から配置しているスーパーバイザーの連絡協議会の定期的な開催や、連絡協議会で出された課題等を反映させたスクールソーシャルワーカーの研修会の開催により、県内で従事するスクールソーシャルワーカーの資質の向上を図り、充実した支援が行えるようにします。

◇ 生徒指導体制の充実

- ・ 各学校における生徒指導体制の充実により、児童生徒一人ひとりに対する十分な理解に基づく生徒指導を推進するとともに、暴力行為などの発生時に組織的に対応できる体制を確立・強化します。
- ・ 佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、校内組織体制の充実及び関係機関等との連携の強化を図り、いじめ問題に対応するための体制の充実を図ります。
- ・ 教職員に対する研修会を開催し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止の3つの柱に基づく取組を更に充実させます。
- ・ 生徒指導支援員を前年度から1人増員し、4人配置するとともに、警察その他の関係機関、地域、家庭との連携を強化し、いじめ問題をはじめとする問題行動や犯罪被害の未然防止や早期解決に努めます。

<基本方針Ⅱの成果指標>

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H22 (現状)	H23	H24	H25	H26
小・中学校における不登校児童生徒数の割合	%	小学校 0.23 中学校 2.65	現状を維持	現状を維持	現状を維持	現状を維持
			小学校 0.26 中学校 2.57	小学校 0.26 中学校 2.51	小学校 0.27 中学校 2.61	小学校 0.32 中学校 2.76 (速報値)

<平成26年度実績評価(外部評価)>

- ・ 不登校児童生徒が減らないということだが、不登校対策には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部人材の活用が不可欠である。限られた財源の中で難しいと思うが、国庫補助も最大限活用して確保に努めてほしい。
- ・ 進学を目指している不登校の生徒が、保護者から勉強を教えてもらっているという話を聞いた。不登校生徒の進学支援にも力を入れてほしい。

- 各学校では、校則の見直しをしているのか。例えば、有害サイトへのアクセスを禁止するなど、時代に合わせた校則に見直しをしていく必要があるのではないか。
- 不登校対策については、複雑な家庭環境で育つ子どもが増えている中で、スクールソーシャルワーカーの役割が重要になっている。スクールソーシャルワーカーの活動時間が減っているという話を聞いたこともあり、スクールソーシャルワーカーの確保をお願いしたい。
- スクールカウンセラーの業務には限界があり、相談室の中だけでは分からないこともある。スクールソーシャルワーカーについては、スーパーバイザーの連絡協議会や研修会が開催されているが、スクールカウンセラーについても研修等が必要ではないか。
- 佐世保市の事件を見ても、従来の対策では引っかけこない中で重大な事件が発生しており、生徒指導については、これまでのイメージとは違うものが求められるようになってきたと感じている。

<平成26年度施策の取組方針>

健やかな体を育むため、学校体育、運動部活動等の充実や学校における食育の推進など、児童生徒の発達段階に応じた健康・体力づくりなど総合的な取組を推進します。

① 学校体育や運動部活動の振興

教科体育や運動部活動をはじめとする学校の教育活動全体を通じて児童生徒の体づくりの取組を推進します。

② 食育の充実

児童生徒の健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、学校、家庭、地域が連携した食育を推進します。

③ 健康教育・性に関する指導の充実

学校、地域、関係機関等と連携を図りながら、学校保健活動を推進するとともに、性に関する正しい知識を身に付け、適切な意志決定と行動選択のできる人間性豊かな児童生徒の育成を図ります。

<関係課>

保健体育室

<平成26年度における主な取組と成果（自己評価）>

① 学校体育や運動部活動の振興

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 体力向上へ向けた総合的な取組の充実

- ・ 本県の平成26年度の新体力テスト体力合計点の県平均値を見ると、高校3年生は男女とも過去最高であった平成23年度に次ぐ数値でした。また、全国平均と比べると本県の平成25年度の数値は、男女とも平成25年度の全国平均値を上回りました。
- ・ 本県の児童生徒の健康・体づくりの推進を目指し、学校体育・スポーツと生活習慣・食生活に関する指導を関連づけ、学校・家庭・地域社会が連携した取組を促しました。
- ・ 県内の学校へ体力向上を啓発するためにホームページを立ち上げるとともに、小学生を対象にスポーツチャレンジの情報を発信しました。また、優秀な成績を収めた学校には、教育長から表彰を行いました。
- ・ 有識者、保護者代表等からなる「子供の体力向上検討委員会」を設置し、子どもの体力向上方策を協議しました。

【指標】新体力テストの得点合計平均値（高校3年生）

H26目標 [男子] 58.7点、[女子] 51.4点
→ H26実績 [男子] 58.7点、[女子] 51.9点

◇ 学校体育の充実

- ・ 小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から全面実施され、また、高等学校においては平成25年度から年次進行で実施された学習指導要領の理念や基本方針、改訂の趣旨や内容の理解のために各種研修会・講習会において周知徹底を図りました。
- ・ 文部科学省から受託した武道等指導推進事業において、県内5校を武道及びダンスの研究実践校とし、指導力向上や地域の指導者との連携等を通じた体育授業の充実を図りました。

◇ 運動部活動の振興

- ・ 運動部活動の充実・改善のために、運動部活動指導者講習会を実施するとともに、運動部活動が安全に行えるよう、各種研修会において理解を深めました。
- ・ 地域のスポーツ指導者等を活用した運動部活動の指導体制の構築及び「運動部活動での指導のガイドライン」を踏まえた指導内容や指導方法の在り方について、実践研究を行い、県内の運動部活動の充実を図るため、文部科学省から受託した運動部活動指導の工夫・改善支援事業を活用して、県内の中学校・高等学校の運動部活動に外部指導者を派遣しました。

◆ 課題・問題点

◇ 体力向上へ向けた総合的な取組の充実

- ・ 児童生徒の体力・運動能力の状況は、生活の利便化や生活様式の変化による外遊びやスポーツ活動時間、手軽な遊び場、仲間等の減少から、昭和60年頃から現在まで低下傾向が続いています。
- ・ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果などから、運動やスポーツをする子どもとしない子どもの二極化や、体力向上には体力そのものを高める取組に加え、運動の習慣化や食生活を含めた生活習慣を改善する必要があることが明らかになっています。

◇ 学校体育の充実

- ・ 各学校においては、学習指導要領に対応するための環境整備や教材研究を進める一方で、新しい指導法の在り方について研究を深める必要があります。
- ・ 学習状況を適切に評価し、その評価を指導の改善に生かすという視点に立った、児童生徒への指導と評価を一体として捉えた学習を展開することにより、より効果的な指導の在り方の検討や、知識・技能を確実に習得させるための創意工夫された取組等を行う必要があります。

◇ 運動部活動の振興

- ・ 運動部活動は、学校での教育活動の中で生徒の豊かな人間性を育むとともに、体力向上に大きな役割を果たしています。今後は専門的な技術指導ができる指導者の確保のみならず、指導者の資質向上などについても多角的な内容で研修会等を設けるなど、工夫していく必要があります。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 体力向上へ向けた総合的な取組の充実

- ・ 「子供の体力向上検討委員会」の提言をまとめるとともに、平成26年度に引き続き、県内学校へ体力向上を啓発するために、ホームページを活用し、情報を発信します。スポーツチャレンジについては、これまで以上の参加を目指し、運動をしない子どもに仲間と共に運動に親しむ習慣を身に付けさせる取組を推進します。さらに、各学校の体力向上についての取組好事例等を紹介し、体力向上の機運の醸成に取り組みます。

◇ 学校体育の充実

- ・ 教員の専門的な指導力向上を目的とした研修を充実します。
- ・ 中学校では、武道とダンスの安全かつ円滑な実施、小学校では、課題である体力向上の方策の一つとして、体づくり運動の授業研究を行うことで、指導力向上の取組や地域の指導者との連携等の充実を図ります。
- ・ 文部科学省委託事業である武道等指導推進事業においては、武道・ダンス県内5校、体づくり運動県内2校を研究実践校とし、指導法の研究を進めます。

◇ 運動部活動の振興

- ・ 中学校、高等学校の運動部活動において、外部指導者を活用しながら学校組織全体での運動部活動の適切な指導體制の構築を図ります。
- ・ 運動部活動の顧問及び外部指導者を対象とした研修会の内容を更に充実させ、指導者の資質向上に努めます。
- ・ 運動部活動指導の工夫・改善支援事業を受託し、スポーツ医・科学等を運動部活動指導に活用し、生徒の発達段階に応じた適切な技術指導や安全に配慮した運動部活動に取り組みます。

③ 食育の充実

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 食育の推進

- ・ 各学校において、朝食喫食率の目標値を含めた学校食育推進計画を平成26年6月に作成し、「早寝、早起き、朝ごはん」キャンペーン、生活ふりかえりチェック、学校から各家庭へ便りの発行等を行いました。また、食育推進研修会において、朝食喫食率向上に向けた研修を行い、教員から児童生徒、学校から保護者への啓発を図りました。さらに、「早寝早起き朝ごはん啓発リーフレット」を県下全家庭に配布し、啓発を図ることに

より、朝食喫食率が中学生は前年度を上回りましたが、小学生、中学生とも、平成26年度目標値を達成できませんでした。

【指標】 朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合

H26目標 小学生 92.0%、中学生 89.0%

→ H26実績 小学生 88.4%、中学生 86.3%

◆ 課題・問題点

◇ 食育の推進

- ・ 平成26年度朝食等実態調査では、朝食を食べない理由の大半が「食欲がない」、「食べる時間がない」ためであったことから、一部の児童生徒は望ましい生活習慣を身に付けていないと考えられます。また、朝食を必ず食べる児童生徒は、全く食べない児童生徒よりも就寝時間・起床時間が早いことから、朝食喫食率向上ということからだけでなく、健康教育の面からも、学校や家庭に対して、より一層の食に関する情報提供や働きかけを行う必要があります。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 食育の推進

- ・ 学校の食育推進担当者を対象にした食育推進研修会では、民間会社から講師を招へいし、児童生徒や家庭への啓発の図り方について研修を行います。
- ・ 全児童生徒を対象とした生活習慣実践カードを作成して配布します。生活習慣について、児童生徒自身の振り返りをする欄、保護者がチェックする欄、学級担任がチェックする欄を設け、生活習慣改善を図る契機とします。
- ・ 食に関する指導について、全教職員で共通理解を図り、食に関する指導の全体計画や年間指導計画で計画された内容を確実に実施し、食に関する指導の一層の充実に取り組みます。

③ 健康教育・性に関する指導の充実

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 学校保健の充実

- ・ 学校保健担当者や養護教諭の資質の向上、学校における健康教育の充実を図るための研修を実施しました。

◇ 性に関する指導の推進

- ・ 性に対する正しい知識を身に付けさせ、人間性豊かな生徒の育成を図るために、性に関する指導支援事業を実施し、性に関する指導に造詣の深い産婦人科医等を学校に派遣して研修会や講演会を開催しました。
- ・ 性に関する指導に造詣の深い講師を招へいし、性に関する指導についての講演と演習を行い、学校における性に関する指導の推進を図りました。

- ・ 各学校の学校保健計画に性に関する指導・取組を明確に位置付け、計画的組織的な指導・取組の推進を図りました。

◆ 課題・問題点

◇ 学校保健の充実

- ・ 児童生徒の様々な心身の健康課題に対応した保健活動が行われるよう、学校保健計画に基づいて、家庭、学校、地域が連携した指導体制を整備することや今日的課題に対応できるよう教職員の力量を高めることが求められています。

◇ 性に関する指導の推進

- ・ 本県の10代の性に関する近年の状況はもとより、男女が互いを尊重し、命を大切に
する意識の涵養を図る上からも、学校、地域、関係機関が一体となった取組を継続する
ことが必要です。

≪参考≫平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 学校保健の充実

- ・ 児童生徒の様々な心身の健康課題に対応した保健活動が行われるよう、学校保健担当
者や養護教諭を対象とした研修を今後も引き続き実施します。

◇ 性に関する指導の推進

- ・ すべての県立学校及び市町立中学校において、性に関する指導支援事業を実施し、性
に対する正しい知識を身に付けさせ、人間性豊かな生徒の育成を図ります。
- ・ 性に関する指導者の力量を高めるため、教職員を対象とした研修を今後も引き続き実
施します。
- ・ すべての学校において、性に関する指導の内容を学校保健計画に位置付けるよう指導
を行います。

<基本方針Ⅲの成果指標>

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H 2 2 (現状)	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
新体力テストの 得点合計平均値 (高校3年生)	点	[男子] 57.9	[男子] 58.1 [女子] 50.8	[男子] 58.3 [女子] 51.0	[男子] 58.5 [女子] 51.2	[男子] 58.7 [女子] 51.4
		[女子] 50.6	[男子] 58.9 [女子] 52.8	[男子] 58.1 [女子] 50.8	[男子] 58.5 [女子] 51.8	[男子] 58.7 [女子] 51.9
朝ごはんを毎日 食べる児童生徒 の割合	%	小学生 90.2	小学生 90.5 中学生 87.5	小学生 91.0 中学生 88.0	小学生 91.0 中学生 88.0	小学生 92.0 中学生 89.0
		中学生 87.1	小学生 89.1 中学生 87.0	小学生 89.3 中学生 88.1	小学生 88.4 中学生 85.6	小学生 88.4 中学生 86.3

<平成26年度実績評価（外部評価）>

- ・ 部活動の過熱化によって、生徒の生活のバランスが取れていないことがありはしないか。活動時間等について、県教育委員会の方針を学校に伝える必要があるのではないか。
- ・ 部活動については、教員の勤務バランスも崩れているのではないか。県全体で何か手立てを考えなければ、過剰な部活動主義は減らないと感じている。
- ・ 社会体育の中のいじめについては、学校で把握できないこともあり、どこがいじめ問題対策委員会につながるのか整理が必要ではないか。また、社会体育の指導者にも研修が必要ではないか。
- ・ 学力向上以前に、朝ごはんを食べない児童生徒が多い。食育は大切であり、佐賀県では、食農学習教則本「佐賀県の食と農を考えてみよう」を作成されているが、現場の先生で知らない方もいる。取組が現場の先生にきちんと伝わることも大事である。
- ・ 大人に合わせた生活をしている児童生徒もおり、就寝時間が遅く、起床が遅くなってしまっているため、朝ごはんを食べていない。保護者の教育も必要である。朝ごはんを食べることは、情緒の安定にもつながり、落ち着いて生活できることにより学習の効果を上げるのにも重要なので、学校でもできる限りのことに取り組んでほしい。

<平成26年度施策の取組方針>

児童生徒が減少する中で、時代が必要とする人材を育成するため、ICT利活用教育やグローバル化に対応した教育を推進します。また、今後の生徒減少期に対応した県立高校の再編整備を推進するとともに、特別支援教育の一層の充実を図ります。

① ICT利活用教育の推進

本県で学ぶ児童生徒の学力向上はもとより、これからの国際社会で「生き抜く力」の必須となるコミュニケーション能力や情報活用能力の習得・向上に向け、全県規模で先進的ICT利活用教育推進事業に取り組みます。

② グローバル化に対応した教育の推進

国際的視野と外国語によるコミュニケーション能力を持った国際社会で活躍する人材を育成するため、教職員の海外研修等による実践的英語力を高める授業への改善、体験的な英語活動の推進などを図ります。また、外国への興味や関心を喚起する事業や留学に関する支援に取り組みます。

③ 県立高校再編整備の推進

高等学校教育としての専門性の確保や教育水準の維持・向上を図るため、県立高等学校の再編整備等の取組を推進するとともに、学校の特色を生かした教育活動の充実などにより学校の活性化を図り、特色ある学校づくりを推進します。

④ 特別支援教育の充実

特別な支援を要する幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を一層推進します。また、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人ひとりの個性や能力に応じた教育の推進、特別支援教育に対する理解啓発の推進などに取り組みます。

<関係課>

教育政策課、県立高校再編整備推進室、特別支援教育室、教育情報課、学校教育課

<平成26年度における主な取組と成果（自己評価）>

① ICT利活用教育の推進

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ ICT利活用教育の推進

- ・ 教育情報化推進室を教育情報課に改組し、体制を強化するとともに、指導主幹、指導主事の増員による事業の着実な展開に取り組みました。
- ・ 佐賀県ICT利活用教育推進協議会を引き続き開催し、市町教育委員会との連携を図りながら、全県規模で事業を推進しました。

- ・ 管理職研修、教育情報化推進リーダー研修等を行うとともに、教育情報課の指導主事が学校訪問を実施し、校内研修（O J T）支援を強化するなど、校内研修体制を確立・支援し、全校種・全教職員を対象としたスキルアップを図りました。
- ・ あわせて、県立高等学校の2年生、3年生担当の教職員など、学習用P Cが未整備だった県立学校の授業担当教員に対しても、全員を対象に、前倒しで学習用P Cの整備を行い、より実践的な研修を行いました。
- ・ 各学校で行う教職員研修のテキストとして作成した「先進的I C T利活用教育活用ガイドブック（V o l . 1）」について、実践事例の収集による充実を図り研修等で活用しました。あわせて、教育情報課内に指導主事等からなる専門集団を新たに編制し、デジタル教科書に対応したモデル指導資料を作成しました。また、教職員に対するデジタル教材の作成支援や活用指導などを行うI C Tサポーターを県立高等学校に各1名配置しました。このような取組により、I C Tの活用により授業がよく分かるようになった児童生徒の割合は高いレベルを維持しています。
- ・ すべての県立高等学校で、新1年生から、順次、学習用P Cを導入することにより、本格的な教育の情報化の取組を開始しました。なお、学習者用P Cの新規購入に際しては、個人負担5万円を超える部分の補助を行うとともに、貸付金制度の創設や奨学金制度の充実等、保護者の負担軽減に努めました。
- ・ また、より円滑に授業が実施されるよう、教材作成や授業支援を行うI C Tサポーターの派遣や学習用P Cや電子黒板等I C T機器の操作に関する助言や軽微なトラブルへの対応などのためのヘルプデスクの設置を行いました。
- ・ 県立高等学校での本格実施に合わせて導入したデジタル教材の一部について、当初予定していたインターネット経由による生徒の学習者用P Cへの配信の際、遅延や授業時間内に完了しないなどの状況が発生したため、急遽、各教材会社との協議を行い、U S B等による機械的インストール方式に変更することの同意を得て対応しました。
- ・ 県立高等学校5校（致遠館、武雄、唐津南、有田工業、鳥栖商業）において、県立高等学校でのI C T利活用教育の本格実施進行に伴う実証研究を引き続き実施しました。
- ・ 佐賀県教育情報システム（S E I - N e t）の運用・機能強化と併せて、市町での導入促進に向けた働きかけを行いました。
- ・ これまでの事業がより精度の高い、また、より良い取組となるよう、総務省と文部科学省が連携して実施される新たな実証事業「先導的な教育体制構築事業」に参加することにより、情報通信技術を活用した新たな学びを推進するとともに、国との連携強化に努めました。

◆ 課題・問題点

◇ I C T利活用教育の推進

- ・ これまでの教職員研修により、毎年3月に文部科学省が実施する教員の意識調査において、ほぼすべての教員がI C Tを使った指導ができると回答するまでになりましたが、本格実施に伴い、学校現場からは、I C T機器のより効果的な利活用方法や指導方法等に対する不安の声も届いていることから、改めて、外部有識者からの助言等も得な

がら、教員研修の内容や進め方を再点検し、すべての教職員が、より実践的な、また、より現場に即した指導が行えるよう、指導法の改善・充実を主眼において研修を付加することで、授業の質を向上させ、学校教育の質の向上につなげる必要があります。

- ・ 教師が授業で利活用することを目的に導入したデジタル教材については、著作権の取扱いや売買契約の関係から、当該年度だけの使用に限定していましたが、既習内容の復習での利活用にも対応できるよう、使用期限の延長を含め、各教材会社との協議を行う必要があります。
- ・ ICT利活用教育の全校実施に当たって、デジタル教材の確保、自主教材作成時の著作権の取扱い等の課題について、国への働きかけを強化するなど、解決に向けて歩を早める必要があります。
- ・ 市町での取組をみると、国による一定の財政措置はなされているものの、まだまだ、市町間でばらつきが見られます。そのため、国への財政支援の強化を訴えるとともに、県と全市町が一体となって計画的・組織的に取り組む必要があります。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ ICT利活用教育の推進

- ・ すべての教職員がICTを利活用した、より効果的で分かる授業が実践できるよう、外部有識者からの助言等も得ながら、教員研修の内容や進め方を再点検し、教職員研修の改善・充実に取り組みます。特に、教育情報化推進リーダー自身のレベルアップに向けた研修の実施など、全校種・全教職員を対象とした、より実践的な研修を実施します。
- ・ 学校現場からの要望が特に多かった授業用デジタル教材の使用期限については、各教材会社との継続的な協議を行い、できるだけ現場の要望に応じた形で利活用できるよう、契約内容の見直し等を行います。
- ・ 平成26年度に引き続き、学習者用PCの新規購入者に対しては、保護者負担の軽減の観点から、購入費用の一部補助を行います。
- ・ 県立高等学校5校（致遠館、武雄、唐津南、有田工業、鳥栖商業）を対象に、特に高校3年次のICT機器やデジタル教材のより効果的な利活用についての実証研究を実施します。
- ・ ICT利活用教育の実践事例等を幅広く蓄積し、活用ガイドブックのバージョンアップを行うとともに、モデル指導資料や独自のデジタル教材の作成を支援するため、ICTサポーターの県立高等学校への派遣を行うとともに、学校現場からの要望が特に強かった、ICT機器トラブル対応のためのヘルプデスク機能を強化し、現地員を各県立学校に配置します。
- ・ 引き続き、佐賀県ICT利活用教育推進協議会を開催し、市町教育委員会との連携を図りながら、佐賀県教育情報システム（SEI-Net）の運用・管理及び機能強化と併せて、市町での導入促進に向けた働きかけを行うなど、全県での全面的な事業実施につなげていきます。
- ・ 特に、SEI-Netについては、文部科学省及び総務省からの委託事業も活用し、学校現場にとって、より有意義な、また、利活用しやすいシステムとなるよう、機能の見

直しや強化、新たな機能の追加等を行います。

- ・ 平成25年度に臨時的に行った、県から市町に対する先進的ICT利活用教育推進事業臨時交付金の使途について、機器等の整備の進捗を確認していきます。
- ・ あわせて、著作権の取扱いや法制度の見直し、新たな国庫負担制度等の創設による機器整備のための財源確保等について、引き続き、国に対して提案していきます。

② グローバル化に対応した教育の推進

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ グローバル化に対応した教育の推進

- ・ 国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えた国際社会で活躍する人材を育成するため、中学生を対象とした海外研修旅行及び海外留学に対する助成を行うことにより、海外留学等をしやすい環境をつくりました。
- ・ 英語スピーチコンテスト等の優秀者に海外研修旅行を提供することにより、英語スピーチコンテスト等の活性化が図られ、また、イングリッシュキャンプ等体験的英語活動への支援を行うことで、生徒たちの英語学習の意欲及び外国への興味・関心を高めることができました。
- ・ 韓国全羅南道教育庁との教員交流を深めるため、教職員が全羅南道教育庁を訪問しました。また、全羅南道教育庁から教職員訪問団を受け入れることで、相互の学校訪問等を行いました。
- ・ グローバルな視野を持った未来の商業や福祉分野のスペシャリストを育成するため、商業系・福祉科系高等学校の生徒を対象とした海外への派遣研修を行うとともに、高等学校等が企画する海外研修旅行への助成を行うことで、海外産業の状況を知り、異文化に対する理解等が深まりました。
- ・ 海外留学への機運醸成のため、留学経験者の体験談や留学制度等の説明を行う場を設けるなど、生徒や保護者の関心や意欲を喚起するための取組を進めました。
- ・ 海外留学を志向する生徒のすそ野を更に拡大するため、中学校において、海外企業勤務者や海外での留学経験を持つ民間人等による講演を行うとともに、全中学生に留学のリーフレットを配布し、中学生段階から異文化に対する興味や海外留学の意欲を喚起するための取組を進めました。
- ・ スーパーグローバルハイスクール（SGH）事業については、武雄高校が申請を行いました（書面不通過）。また、国際バカロレア（IB）プログラムの調査及び研究を行いました。

◆ 課題・問題点

◇ グローバル化に対応した教育の推進

- ・ 今後、海外留学者等のすそ野を更に広げていくためには、海外留学等を希望する生徒・保護者の経済的負担の軽減や、生徒たちの語学力の向上のための取組等を進めていくとともに、海外留学等に興味はあるものの、必要とされる情報が不足している生徒・保護者に対して、きめ細かな情報提供を行うことにより関心や意欲を喚起していくことも必

要です。

- ・ 海外留学をする場合、一般的には、留学の志向から出発までに1年半～2年程度の準備期間が必要であることから、高校生の留学を推進するためには、中学生段階から海外への興味や関心を喚起していくことも必要です。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ グローバル化に対応した教育の推進

- ・ これまで実施してきた海外留学等に対する助成、英会話体験プログラム等、実践的英語活動への支援、グローバル人材講師派遣事業、留学ガイダンス等、「世界で活躍する人材づくり事業」を引き続き実施し、国際社会で活躍する人材の育成に取り組みます。
- ・ 海外留学を志向する生徒のすそ野を更に拡大するため、すべての中学生に対して、留学のリーフレットを配布する等、中学生段階から異文化に対する興味や海外留学の意欲を喚起するための取組を進めます。
- ・ 長期留学者の増加という目標は引き続き継続しつつも、保護者の経済的負担や生徒の授業・部活動への負担の少ない海外研修旅行についても力を入れることで、海外に関心のある生徒数の拡大を目指します。
- ・ 教職員の海外研修等を実施し、より実践的な英語の運用力や授業力を高めます。
- ・ スーパーグローバルハイスクール（SGH）事業については、引き続き指定に向けた準備を行います。また、国際バカロレア（IB）プログラムについては、学校関係者からなる勉強会及び国際化検討部会で、導入の必要性等について、引き続き調査・研究を実施します。

③ 県立高校再編整備の推進

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 更なる生徒減少期への対応

- ・ 平成24年8月に「佐賀県立高等学校生徒減少期対策審議会」から「生徒減少期に対応した県立高等学校教育の充実・発展に資する対策について」と題した答申を受け、この答申に沿って、平成25年11月に「新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画（以下「新実施計画」という。）〈たたき台〉」を策定・公表し、地域や学校関係者などに情報提供と説明を行いながら、たたき台についての意見等を伺いました。
- ・ 平成26年度は、これらの意見等を踏まえ、平成26年10月に「新実施計画（第1次）」（案）を策定し、広く県民の意見を聞くためのパブリック・コメントの手続き等を経て、同年12月に「新実施計画（第1次）」を策定しました。策定後は、計画に基づき、再編の組合せごと（5地区）に、新高校の学科構成や教育内容、施設・設備等について検討を行うための新高校設置準備委員会の設置に向けて、委員構成をはじめ委員会での検討事項や検討スケジュール等について事前の打合せを行いました。

◇ 中高一貫教育の充実

- ・ 併設型の中高一貫教育校（致遠館中学校・致遠館高等学校、唐津東中学校・唐津東高等学校、香楠中学校・鳥栖高等学校、武雄青陵中学校・武雄高等学校）について、教育効果の面から、成果や課題等の整理を行い、検証結果報告書「併設型中高一貫教育の検証について（報告）」を取りまとめました。

◇ 特色ある県立高等学校づくりの推進

- ・ 県立高等学校の活性化に係る議論の充実を図るため、キャリア教育等を含めた教育活動について、県内企業との意見交換の場を設け、企業・産業界等との連携強化に取り組みました。
- ・ 科学技術・理科・数学教育や英語教育、専門教育については、先進的・モデル的な取組を意欲的に進める学校において、より充実した教育活動の展開を図るとともに、その成果の普及に努めました。
- ・ 農業高校では、各校の優良な生産物をブランド化し、平成26年度は2件の生産物が商標登録されました。平成22年度から平成26年度の5年間で12件を登録しました。
- ・ 「起業家教育」として高校生が運営するインターネットショッピングモールを商業高校4校及び総合学科商業系列1校で開設し、地元企業との連携を更に深めるとともに、ふるさとの魅力や商品のPRを通して、実践力を養い豊かな創造力を育成しています。
- ・ 工業高校では、地域や各施設の要望や自らの活動で、各種のものづくりを実施し、地域に貢献し開かれた学校づくりと学校活性化を推進しています。

◆ 課題・問題点

◇ 更なる生徒減少期への対応

- ・ 今後見込まれる大幅な生徒減に対応するため、県立高等学校の再編整備について、「新実施計画（第1次）」に基づき、学校としての活力が向上するとともに、教育の質の充実を図り、魅力と活力のある高等学校となるよう、学校や地元関係者と協議しながら、それぞれの新高校再編整備実施計画を策定する必要があります。

また、社会経済情勢の変化に対応しながら、引き続き高等学校教育の質的充実を図っていくために、今後更に調査や検証、協議等を行い、「新実施計画（第2次）」の策定に向けて取り組む必要があります。

◇ 中高一貫教育の充実

- ・ 併設型の中高一貫教育校については、これまでに行った県立中学校入学者選抜制度の変更などの影響や地区毎に設置した4校それぞれの教育環境等を踏まえ、県全体の教育力を高める観点から、検証を継続していく必要があります。

◇ 特色ある県立高等学校づくりの推進

- ・ 時代のニーズや生徒一人ひとりの多様なニーズ、人材育成に関する地域の期待などを踏まえ、今後の県立高等学校の活性化や特色づくりについて、検討する必要があります。

- ・ 先進的・モデル的な取組を実施している学校における研究成果の普及を継続して行う必要があります。
- ・ 専門高校での特色ある学校づくりや学校活性化には、地域社会や企業が望む人材育成や社会環境に応じたものづくりなどが必要です。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 更なる生徒減少期への対応

- ・ 高等学校の再編整備について、「新実施計画（第1次）」に基づき、再編対象ごとに新高校設置準備委員会を設置し、再編実施後の高等学校における教育内容（教育方針、教育課程）や必要となる施設・設備等について、学校や地元関係者と協議・検討しながら、また、教育委員会でもその内容を十分検討し、それぞれの新高校再編整備実施計画を策定します。
- ・ 県全体の農業教育の在り方や、県立高等学校の活性化、通信課程の移転及び昼間定時制の導入などについて検討し、平成28年度を目途に、パブリック・コメントにより広く県民の意見を聴き、「新実施計画（第2次）」を決定します。

◇ 中高一貫教育の充実

- ・ これまでの検証で明らかになった課題の解消に努めるとともに、これまでに行った県立中学校入学者選抜等の制度変更や、学校ごとの特色ある教育の成果と課題についての検証を行い、生徒・保護者及び県民の期待に応える学校となるよう、一層の魅力づくりを推進します。

◇ 特色ある県立高等学校づくりの推進

- ・ 高校教育改革プロジェクト会議において、引き続き県立高等学校の活性化や特色づくり等について検証・検討を行います。
- ・ 県立高等学校の活性化に係る議論の充実を図るため、高等学校の学科のあり方に係る検討を行います。
- ・ 社会経済状況の進展に対応し、産業の振興など社会や地域の発展に貢献できる産業人材育成に係る取組を産学官で連携して推進します。
- ・ 科学技術・理科・数学教育や英語教育、専門教育については、先進的・モデル的な取組を意欲的に進める学校において、より一層充実した教育活動の展開を図るとともに、学習指導要領の実施の参考となるようその成果の普及に努めます。

④ 特別支援教育の充実

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 特別支援学校における特別支援教育の推進

- ・ 平成24年10月に「佐賀県特別支援教育第二次推進プラン」を策定し、平成26年度は、プラン期間の最終年度として、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加の一層の促進を目指し、施策の方向性に沿って取り組みました。

- ・ 市町教育委員会を訪問し、分校設置や通学負担の軽減についての地域の保護者及び教育委員会のニーズや各地域の小・中学校の余裕教室等の状況を把握しました。
- ・ 特別支援学校の職業教育の充実に向けて、企業、関係機関、行政等の協働による県全体のネットワークの構築や、特別支援学校と企業等とのパートナーシップの構築を図るため、佐賀県立特別支援学校就労支援連絡協議会や特別支援学校就労支援フォーラムを開催するとともに、佐賀県立特別支援学校就労サポーター企業制度の構築にも取り組みました。
- ・ 特別支援学校の就労支援の充実を図るため、特別支援学校担当の就労支援コーディネーターが知事部局と連携を図り、一人ひとりの能力や適性等に応じた就職支援（学校訪問回数106回）や就業可能な新規企業の開拓（企業訪問回数349回）を行うとともに、就職希望者を対象とした職業訓練を18企業で実施しました。
- ・ 平成26年度の特別支援学校の就職希望率は、34%となり、前年度より1ポイント向上し、就職希望者の就職率は、97%となり、目標値の83%を大きく上回りました。

【指標】 特別支援学校の就職希望者の就職率

H26目標 83% → H26実績 97%

◇ 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ・ 特別支援学校が専門機関との連携を図るなどして、地域の特別支援教育のセンター的機能の充実を図るとともに、幼稚園や小・中学校、高等学校の教職員の専門性向上のための研修に取り組み、障害のある幼児児童生徒に対する校内支援体制の一層の充実を図りました。
- ・ 発達障害のある幼児児童生徒への適切な支援を行うことができるよう、公立幼稚園、小・中学校、高等学校に対して個別の教育支援計画の作成を促したところ、計画が必要な幼児児童生徒への作成率は100%となりました。

◇ 関連する諸課題への対応

- ・ 特別支援学校と小・中学校等の相互理解を図るため、特別支援学校と小・中学校等の児童生徒等の交流及び共同学習を400回実施しました。

◆ 課題・問題点

◇ 特別支援学校における特別支援教育の推進

- ・ 障害のある幼児児童生徒が、できる限り身近な地域において教育を受けることができるようにするとともに、引き続き特別支援学校への通学負担の一層の軽減を図る必要があります。
- ・ ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある児童生徒が将来自立し、積極的に社会参加できるよう、企業や関係機関等と連携したキャリア教育及び職業教育の充実を図る必要があります。
- ・ 特別支援学校と企業等との協働推進体制をより強化するため、連携する企業等の活動

と功績を社会に周知し、広く企業等の関心を喚起することで、生徒を受け入れる企業等の開拓を一層進める必要があります。また、特別支援学校の雇用に係る情報を共有することにより、職業教育・就労支援に係る県全体のネットワークの一層の拡大を図る必要があります。

- ・ 企業等開拓や進路指導の状況について学校全体で情報共有を図るとともに、外部との連携体制を構築できる人材を育成するなど、組織的に取り組むことが必要です。

◇ 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ・ 市町立小・中学校において、教職員の専門性の向上や情報引継のシステム等の校内支援体制を充実させることで、幼稚園・保育所から高等学校まで、一貫した支援の充実を図る必要があります。
- ・ 県立高等学校からは、中学校からの個別の教育支援計画の引継等、連携が十分に取れていない旨報告されていることから、中学校・高等学校間の情報の引継を確実に実施するための対策が必要です。
- ・ 特別支援教育の一層の充実を図るためには、保護者や地域社会への特別支援教育に対する理解啓発をより推進する必要があります。
- ・ 発達障害やその傾向にある児童生徒に対し、教職員個人の専門性だけに頼るのではなく、効果的な校内支援体制を構築する必要があります。

◇ 関連する諸課題への対応

- ・ 居住地校交流の実施者数は、平成21年度から毎年増加しているものの、実施率については3割程度にとどまっていることから、市町教育委員会や小・中学校への周知を行うなど、一層の推進を図る必要があります。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 特別支援学校における特別支援教育の充実

- ・ 佐賀県における特別支援教育を一層推進するため、平成26年度をもって終了した「佐賀県特別支援教育第二次推進プラン」に基づく取組についての検証結果等を踏まえ、次期推進プランを策定します。
- ・ 地域の身近な場所への分校設置及び児童生徒数の増加に対応した本校の整備について、次期推進プランに位置付けた上で教育環境の整備を進めていきます。
- ・ 特別支援学校と企業との連携強化を図るとともに、企業や関係機関、行政等が協働して特別支援学校の職業教育の充実を図るため、サポーター企業の認証及びパートナーシップ・オフィスの認定を行います。
- ・ 生徒の一般企業への就職の促進及び小学部段階からの12年間を通したキャリア教育の充実のため、すべての特別支援学校においてキャリア教育全体計画に基づいた授業の充実を図ります。
- ・ 職業コースを設置した学校において、就職率の向上などの成果が出ていることから、未設置校と職業コースの設置について協議を行います。

◇ 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ・ 特別支援学校において教職員の専門性向上のための研修を実施し、特別支援学校の専門性の向上を図り、地域内の幼稚園や小・中学校及び高等学校に対するセンター的機能を充実させます。
- ・ 小・中学校に設置されている特別支援学級や通級指導教室を担当する教員を対象に、特別支援学校と連携した実践的な体験研修を実施します。
- ・ 特別支援学校と高等学校との人事交流の促進や、高等学校教員の中央研修会への派遣など、高等学校における発達障害のある生徒への支援の核となる教員の養成を図ります。
- ・ 発達障害やその傾向のある児童生徒に対する効果的な校内支援体制の構築に係る検討を行います。

◇ インクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実

- ・ インクルーシブ教育システム及び合理的配慮等への理解を進めるため、市町教育委員会の担当者を対象とした研修を行います。
- ・ 居住地校交流を一層推進するため、市町教育委員会や小・中学校への周知を図ります。また、保護者の付き添い等の課題について検討していきます。

<基本方針Ⅳの成果指標>

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H 2 2 (現状)	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
特別支援学校の就職希望者の就職率	%	83	現状を維持	現状を維持	現状を維持	現状を維持
			77	82	97	97

<平成26年度実績評価(外部評価)>

- ・ ICT利活用教育については、一斉にページが開かないことによる焦燥感があるようであり、ネット環境が整備されれば、大多数の先生方の不満や生徒の戸惑いも解消できるように感じる。40人が一度に開く際、キャパシティがないという部分をどうにかすれば、問題の大多数は解決するのではないか。
- ・ 県立中学校ができて、そこに行ける人はいいが、クラスのリーダーになるような人が県立の中高一貫校に抜けていって、残った公立の中学校では、クラスの友達をまとめるとか、諫めるとか、先生の話の聞こうということがなかなかできなくて、地元の中学校の荒れにつながるということもあるのではないか。
- ・ 県立の中高一貫校ができて、小学校でリーダーだった子どもが県立に抜けたことによ

り、他の子どもに活躍できる場が広がり、新たなリーダーが育ってよかったという話も市町から耳にする。一方で、生徒指導面での課題を抱えている子どもは、多くが地元の市町立の中学校に残ることから、生徒指導面での配慮も多く必要となり、市町立には若干不公平感もあると聞く。

- ・ 定員割れしている高校があるということで、ある程度のラインを取ったらこの学校に行けるという話を子ども達から聞くことが増えた。より高い学力を求めるのではなく、これぐらいの学力だったら入れるのではないかと子ども達の意識があると思う。
- ・ 発達障害のある幼児について、公立幼稚園では、個別の教育支援計画の作成が100%になったとのことだが、私立幼稚園や保育所の方が施設数も園児数も多いので、私立幼稚園や保育所への働きかけについてもお願いしたい。
- ・ 特別支援学校の就職希望率が34%ということは、残りの66%は社会参加できていないということだと思う。特別支援学校を卒業した子ども達の一般就労を受け入れてくれる企業が増えてくれば、就職希望率も向上につながるのではないかと。
- ・ 経済的な格差が学力の差になっている面もあると思う。生活困窮者自立支援法が施行され、生活自立支援センターができて、その中には、子どもの学習支援も含まれている。これから、福祉と教育の連携が必要になってくると思う。
- ・ 発達障害のある生徒への支援について、県立高等学校からは、中学校からの個別の教育支援計画の引継等、連携が十分に取れていない旨報告されているということだが、せっかく計画を100%作成しても引継が行われなければ意味がないのではないかと。
- ・ 特別支援教育については、幼稚園・保育所から高等学校まで、一貫した支援の充実を図らなければならない。義務制で特別支援学級が増えているが、特別支援学校高等部での受け皿が狭いのではないかと感じている。量的な条件整備も考えなくてはいけないのではないかと。

＜平成26年度施策の取組方針＞

「生きる力」を育む教育活動を支える、優秀な教職員の養成・確保や安全・安心な学習環境の整備など、県民から信頼される質の高い教育環境の整備に取り組みます。

① 優秀な教職員の養成・確保

教育的情熱あふれる優秀な人材を養成・確保するため、教員の採用選考方法の充実や工夫・改善を図るとともに、大学との連携による教員の育成などに努めます。また、ライフステージに応じた研修の充実などによる教職員の資質向上や、個々の能力や実績を適切に評価し能力開発等に生かすシステムの確立に努めます。

② 安全・安心、快適で、質の高い教育環境の整備

児童生徒の生活の場、学習の場として、教育内容の高度化、指導法の多様化に対応した学校施設・設備の整備を推進します。また、安全・安心で快適な学習環境の整備のため、学校の耐震改修やユニバーサルデザイン化はもとより、危機管理体制の整備・充実を図ります。

③ 信頼される学校づくりの推進

学校は、教育方針や重点目標等を保護者や地域住民に明らかにするとともに、意見や要望を教育活動の改善に生かしていきます。また、学校の組織としての取組や関係者が一体となった取組を支援するなど、保護者等から一層信頼される学校づくりを推進します。

④ 厳しい雇用・経済情勢への対応

経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対し修学支援を行うことにより、教育を受ける機会の保障に努めます。また、高等学校における就業支援の充実を図るとともに、児童生徒が望ましい勤労観、職業観に基づいた進路選択ができるようキャリア教育の充実を図ります。

＜関係課＞

危機管理・広報グループ、教育政策課、教育情報課、教職員課、学校教育課、保健体育室、教育支援課

＜平成26年度における主な取組と成果（自己評価）＞

① 優秀な教職員の養成・確保

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実

- ・ より優れた人材を確保するため、採用数の増加、民間企業等経験による「一般・教職教養試験」免除の対象者の拡大、「模擬授業」でICT活用能力をみる試験の実施、特定資格等を有する者の加点申請の対象拡充等の改善を行いました。

- ・ 申込者数が、1, 264人（前年度1, 329人）で、受験者倍率（受験者／名簿登載者）は5.1倍（前年度比△1.0ポイント）でした。なお、ここ4年間の平均受験者倍率は6.3倍です。
- ・ 教員志望の学生が、教員としての使命感と実践力を育むため、県内の教育現場において、学習指導はもとより学校行事や体験活動等の様々な教育活動に携わる「教育ボランティア活動」を推進しました。派遣学校数は44校で、派遣人数は延べ117人でした。

◇ 教職員研修の充実

- ・ 教職員の資質向上を図るため、経験年数別研修（初任者研修、3年経験者研修、10年経験者研修）、職務別研修、課題別研修に取り組みました。また、研修体系の総合的な見直しを図るために、教職員研修検討ワーキングチーム会議等により、現在の教職員研修の点検・検証の作業を進め、特に初任者研修については、より実践的、効果的な研修となるよう、大幅な見直し（校内研修における直接指導時数210→150時間、校内研修25→13～14日）を行いました。

◇ 教職員評価システムの充実

- ・ 教職員の資質向上及び学校組織の活性化に資するため、すべての公立学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）において評価・育成システムを活用し、個々の教職員の校内組織における役割と責任を明確化するとともに、校長等による面談や日常の指導・支援等を行いました。
- ・ 校長や教諭等を対象としたアンケートの調査結果を生かした評価者研修会を開催し、評価力の向上や指導・育成力の向上等に役立てることができました。

◇ 意欲や専門性に富んだ人材の活用

- ・ 各学校の特色ある教育活動の実現・推進を人事配置面から支援するとともに、個々の教員の熱意や創意工夫を教育課題の解決に役立てるため、教員の応募指名制度（FA制度）のより一層の活用を推進しました。（FA制度による転任 H26：55人）
- ・ 平成26年度末に、平成27年度スーパーティーチャーとして、新たに3人を認証し、スーパーティーチャーの数は25人となりました。

※ スーパーティーチャーの配置状況（平成27年度）

小学校 13人（国語2、国語・ICT利活用教育1、算数・ICT利活用教育1、理科・ICT利活用教育1、道徳2、外国語活動2、特別支援1、ICT利活用教育3）

中学校 7人（国語1、社会1、数学1、理科1、英語1、英語・ICT利活用教育1、生徒指導1）

高等学校 5人（国語1、世界史1、数学1、化学・ICT利活用教育1、英語1）

【指標】 スーパーティーチャーの配置数

H26目標 25人 → H26実績 26人（H27実績 25人）

◇ 教職員メンタルヘルス対策の充実

- ・ メンタルリーダーを育成するため、新任所属長等研修会のほか、新任教頭、新任事務長及び新任教務主任を対象とした研修を実施しました。
- ・ 管理職や主幹教諭、指導教諭等に対し、傾聴法の実技を含む研修の受講の促進を図りました。
- ・ 各学校において、セルフケアの向上を目指した研修会の実施、職場環境改善の取組、相談窓口の周知に努めるよう呼びかけました。
- ・ 病気休職者の休職に伴う不安を軽減し、休職期間の短縮や再発防止、円滑な職場復帰を進めるため、休職時から復職に向けた支援を充実させました。

◆ 課題・問題点

◇ 教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実

- ・ 確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成を図るには、教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間性や実践的な指導力を備えた教職員を確保・育成していくことが必要です。また、今後の大量退職の時期を迎えるに当たり、計画的な教職員の確保が必要です。

◇ 教職員研修の充実

- ・ 教職員研修を教員のライフステージ及び重要教育課題に対応した研修とするには、教職員研修体系を明確化し、研修を精選することが必要です。また、中央教育審議会（教員の資質能力向上特別部会）の答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」において示された教員養成の在り方、教員免許制度の在り方、現職研修の在り方などを踏まえ、必要に応じて新たな対応や見直しを行う必要があります。

◇ 教職員評価システムの充実

- ・ 評価・育成システムは、学校評価システムにおける学校の教育目標を踏まえて教職員の自己目標を設定しており、教職員の資質向上が、結果として学校目標の達成状況等にも現れてくることから、学校評価も参考にしながら、資質向上に努めることが必要です。

◇ 意欲や専門性に富んだ人材の活用

- ・ スーパーティーチャー制度については、学校や各種研修会等での効果的な活用を促進していく必要があります。一方、ICT利活用教育の推進や特別支援教育の充実が求められている現状があり、引き続きICT利活用教育や特別支援教育の分野で優れた人材をスーパーティーチャーとして認証することが必要です。
- ・ また、小学校での英語の教科化への対応やグローバル化に対応した教育の推進のためには、外国語（英語）指導の堪能な人材の確保とともに、スーパーティーチャーとしての認証も必要です。

◇ 教職員メンタルヘルス対策の充実

- ・ 本県の教職員の精神性疾患による病気休職者は、平成26年度、53人に増加し過去最多となりました。
- ・ 病気休暇・病気休職を減らすには、なお一層の予防的取組が必要です。
- ・ 精神性疾患による休職者は、一旦復職しても再発して休職を繰り返すことが多く、平成24年度からは再発による休職者が増加しました。その後、メンタルヘルス対策の充実により、平成26年度は減少に転じました。引き続き、適切な復職時期の判断や復職後の支援など、再発を予防するための取組が必要です。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実

- ・ 創造性に富み、豊富な社会体験や最新の知識など、様々な能力や特性等を持つ優秀な人材を幅広く求めるため、教員採用選考方法の充実や工夫・改善を行います。
- ・ 具体的には、「小学校特別選考」の英語・算数・理科での実施、体育実技試験の変更、養護教諭等受験者の特定資格保持者への加点の拡充を行います。

◇ 教職員研修の充実

- ・ 基礎学力の向上や特別支援教育、ICT利活用能力向上のための研修、民間企業等での社会体験研修など、時代の変化に対応した専門的な知識や指導法の改善等を目的とした計画的・実践的な研修の充実を図ります。
- ・ 教職員研修検討ワーキングチーム会議を引き続き開催して、現在の教職員研修の精選・整理に取り組むとともに、国の動向を踏まえた検討を進めます。

◇ 教職員評価システムの充実

- ・ 評価・育成システムについては、教職員一人ひとりが自らの資質の向上や能力の開発に努め、各学校の教育目標の達成や課題の解決に役立てられるよう、また教育現場での運用の状況や課題などを踏まえ、より効果的な制度となるよう取り組みます。

◇ 意欲や専門性に富んだ人材の活用

- ・ 優れた指導力を持つ教員をスーパーティーチャーとして認証し、十分な活用ができるよう所属校での業務量などにも配慮した上で、その専門的な力量を所属校だけでなく、広く県内において活用し、教職員の指導力向上に取り組みます。さらに、今後の認証に当たっては、引き続きICT利活用教育や特別支援教育、また、外国語（英語）教育の分野において優れた人材の発掘に努めます。
- ・ 英語指導の堪能な小学校教諭の採用に力を入れるとともに、英語教育推進リーダーを養成し、外国語（英語）教育の地域の核となる人材を育成します。

◇ 教職員メンタルヘルス対策の充実

- ・ メンタルヘルスに関する意識の啓発に取り組み、日頃から心身の健康状態の自己チェ

ックを行い、ストレスに対処できるよう、セルフケアの向上を図ります。

- ・ 管理職等を対象にメンタルヘルスの研修を実施し、ラインによるケアの充実を図り、メンタルヘルス不全の早期発見・早期対応に努めます。
- ・ メンタルヘルスに関する専門家の指導助言を受け、心身の健康増進に努めることができるよう、県教育委員会等の相談窓口の積極的な活用を促進します。
- ・ 労働安全衛生管理体制の整備・充実を図り、気軽に相談したり、情報交換をしたりすることができる良好な職場環境づくりに努めます。
- ・ 病気休暇入りの時点から重症化しないよう早期対応に努めます。
- ・ 病気休職者の休職に伴う不安を軽減し、円滑な職場復帰や再発防止を図るため、休職時から復職に向けた支援を充実させます。

② 安全・安心、快適で、質の高い教育環境の整備

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 学校施設の整備推進

- ・ ユニバーサルデザイン整備については、当面改築等の予定がない県立学校（27校）について、平成19年度から平成23年度までに1階部分の段差解消や多機能トイレの設置などを計画的に整備し、完了しています。
- ・ また、耐震化のため改築する学校については、当該工事に併せて整備することとしており、平成26年度は、佐賀北高校、塩田工業高校の整備を行いました。
- ・ このほか、個別の障害への対応が必要となる生徒が入学するのに合わせて、エレベーターの設置、多機能トイレや手摺の増設等を行っています。（平成26年度は該当する生徒の入学がなかったため対象校なし）

◇ 学校施設の耐震対策の推進

- ・ 県立学校施設の耐震化については、平成20年度に策定した「県立学校施設耐震化実施計画」に基づき実施しています。平成26年度は、改築工事等に取り組み、耐震性のない棟数が3棟減となり、その結果、平成26年度末の耐震化率は、99.2%となりました。
- ・ また、屋内運動場の天井材・照明器具などの非構造部材の耐震化対策として、平成26年度は、吊り天井耐震対策工事を5棟、照明等落下防止対策工事を32棟行いました。

【指標】 県立学校の耐震化率

H26目標 99.2% → H26実績 99.2%

◇ ICT環境の整備

- ・ 県立高等学校（特別支援学校除く）の2年生、3年生担当教職員へ学習用PCを整備するとともに、特別支援学校高等部新入生及び担当教職員に、学年進行で学習用PCを整備しました。

- ・ 佐賀県教育情報システム（S E I - N e t）の運用・機能強化と併せ、市町での導入促進に向けた働きかけを行いました。

◇ 安全教育の推進

- ・ 各学校において「学校安全計画」を作成するよう指導し、安全体制の充実及び安全教育の推進を図りました。
- ・ 学校安全教育指導者研修会を開催し、児童生徒の学校安全（生活・交通・災害）について研修を行い、学校等における安全教育及び安全指導体制の充実・整備を図りました。

◇ 学校の危機管理体制の整備・充実

- ・ 公立学校から報告のあった約180件の事案の中から必要と思われる事案について、学校に対し、県の関係課等を通じて指導や助言等を行いました。
- ・ 学校現場における危機管理体制の整備、教職員の危機管理意識向上に資するため、校長、教頭、事務長など管理職等を対象とした研修会をはじめ、中堅職員を対象とした10年経験者研修や学校に新たに配属される臨時的任用職員等に対する研修会等において、危機管理研修を9回実施し、延べ668人が受講しました。

◆ 課題・問題点

◇ 学校施設の整備推進

- ・ 生徒をはじめ誰もが利用しやすい施設となるように、ユニバーサルデザイン整備など、時代のニーズを踏まえた学校施設の整備を進めていく必要があります。

◇ 学校施設の耐震対策の推進

- ・ 県立学校のうち、平成26年度末で耐震性が不足する建物は3棟残っています。「県立学校施設耐震化実施計画」に基づき、着実に取り組んでいく必要があります。
- ・ また、屋内運動場の天井材・照明器具などの非構造部材の耐震化についても、併せて取り組む必要があります。

◇ ICT環境の整備

- ・ 学習用PC等の操作指導、トラブル等への教育現場の状況に則した対応、快適な動作環境に必要なインターネット回線容量の確保、佐賀県教育情報システム（S E I - N e t）の利便性の改善・機能強化、利用者ニーズや新たな課題への対応を行う必要があります。

◇ 安全教育の推進

- ・ 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、学校は安全の確保に努めるとともに、様々な場面を想定し、児童生徒の危険予測、危機回避能力等を向上させることが必要です。

◇ 学校の危機管理体制の整備・充実

- ・ 児童生徒を巻き込んだ様々な事件・事故や予期せぬ自然災害が度々発生していることから、児童生徒が安全にかつ安心して学校生活を送れる体制づくりが強く求められています。
- ・ 各学校においては、家庭、地域の関係機関・団体等と連携し、保護者や地域住民に対して危機管理への理解と協力を求め、学校の安全・安心の確保に一層努めるとともに、管理職をはじめとするすべての教職員が危機管理意識の更なる向上に努めていく必要があります。

≪参考≫平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 学校施設の整備推進

- ・ ユニバーサルデザイン整備について、平成27年度は、耐震化による改築工事に併せて3校の整備（基本的整備）を、また、個別の障害への対応が必要となる生徒が入学するのに合わせて1校の整備（個別的整備）を行う予定です。

【基本的整備】小城高校、多久高校、鹿島高校

【個別的整備】高志館高校

◇ 学校施設の耐震対策の推進

- ・ 「県立学校施設耐震化実施計画」に基づき校舎等の耐震化を進めます。
【耐震改修工事】改築工事3棟 小城高校、多久高校、鹿島高校
【設計】造成設計等 神埼高校（2棟）
- ・ 屋内運動場の天井材・照明器具などの非構造部材の耐震化については、平成25年度の点検結果により対策が必要と判断された施設のうち、32校の整備を行います。

◇ ICT環境の整備

- ・ 平成26年度に引き続き、平成27年度の県立高等学校1年生を対象に学習者用PC購入時の費用の一部を補助するとともに、学習用PCや電子黒板等ICT機器の操作に対する助言、軽微なトラブル対応等のためのヘルプデスクを設置し、現地員を各県立学校に配置します。
- ・ 佐賀県教育情報システム（SEI-net）の運用・管理及び機能強化と併せ、市町での導入促進に向けた働きかけを行います。

◇ 安全教育の推進

- ・ 学校安全教育指導者研修会を実施し、児童生徒の学校安全（生活・交通・災害）について研修を行い、学校等における安全教育及び安全指導體制の充実・整備を図るとともに、各学校で「交通安全教室」「防犯教室」を実施し、児童生徒自身の危険予測、危機回避能力の向上を図ります。

◇ 学校の危機管理体制の整備・充実

- ・ 県教育委員会で作成している「教育現場における安全管理の手引き」や各種マニュアル類、さらに、各学校における危機管理マニュアルの点検や見直しを進め、引き続き学校における危機管理体制の一層の充実に努めます。
- ・ 危機管理マニュアルの整備だけでなく、危機を想定した訓練等の積極的な実施、教職員の危機管理意識向上のための校内研修等を実施するよう指導します。

③ 信頼される学校づくりの推進

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 学校組織マネジメントの確立

- ・ 学校経営が組織として機能的に行われるよう、校長等を対象とした学校組織マネジメントに関する研修、中堅教員を対象とした研修などを、大学とも連携しながら実施し、学校経営の改善を図りました。
- ・ 県立学校に157人の学校評議員を配置するとともに、学校評議員研修を実施し、開かれた学校づくりに努めました。
- ・ すべての公立学校で学校評価を実施し、学校経営における現状の課題等を明確にし、改善のために活用しました。評価計画及び結果については、県立学校では学校ホームページに掲載するなど、すべての学校で公表しました。
- ・ 学校評価分析委員会の議論も踏まえた上で、学校評価を学校改善のためのツールとして、より効果的に活用するよう取り組んだ結果、保護者等の意見も反映した中間評価を実施した学校の割合が平成26年度は74%（平成25年度は75%）となり、目標（70%）を上回りました。

【指標】 保護者等の意見も反映した中間評価を実施した学校の割合

H26目標 70% → H26実績 74%

◇ 魅力ある学校づくりの推進

- ・ 市町立小・中学校、市町教育委員会が各地域の実情を踏まえて企画立案した取組を、県教育委員会を含めた関係者が一体となって支援する「“進” 魅力ある学校づくり推進事業」に取り組み、平成26年度は33件の事業を採択しました。
- ・ 本事業では、実施校等からの要請に応じ、教育事務所を中心に佐賀大学、教育センター、関係各課が訪問支援や助言等を行いました。実施校からは、「外部の関係団体や大学の先生方など多くの方と連携が図れ、研究に有意義であるとともに、理論が深まり大きな財産となった」、「佐賀大学による専門的な立場からの指導をはじめとして、教授自ら児童の前に立ち提案授業を見せていただいたことは、大きな刺激であり財産となった」といった意見をもらっています。また、実施校へのアンケートの結果からも、児童生徒の成長、教師の意識変容、一体的な教師集団の形成、課題の解消、マネジメント力の発揮に役立ったと回答した割合がすべて100%となっていることから、各学校が抱える課題の解消等に役立ったと考えます。

- ・ 「“進” 魅力ある学校づくり推進事業」に、家庭学習研究事業枠として、家庭学習の内容や質、取り組ませ方などを含め、家庭学習の工夫改善を図る取組を市町全体で取り組むモデル地域に3市町を2年間指定しました。
- ・ 年度途中からの事業への取組でしたが、家庭学習に関する保護者への啓発の機会の拡充が図られるなど、家庭での学習習慣の定着に向けた機運が徐々に高まりました。

◆ 課題・問題点

◇ 学校組織マネジメントの確立

- ・ 学校評価における中間評価の実施率は向上していますが、実施率を高めると同時に、PDCAサイクルに基づいた学校評価システムを確立し、よりよい学校づくり・教育の質の向上を強く意識した取組となるようにしていく必要があります。

◇ 魅力ある学校づくりの推進

- ・ 「“進” 魅力ある学校づくり推進事業」は、平成26年度をもって終了するものの、今後は本事業への取組によって得られたノウハウやスキル、成果を県全体で共有し、これまで以上に学校や市町が、自ら主体的に取り組んで行くよう働きかける必要があります。
- ・ 家庭学習向上研究事業枠においては、各市町の取組に対し、教育事務所や教育センター等関係機関からの支援を充実させていく必要があります。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 学校組織マネジメントの確立

- ・ 各学校において、教育活動や学校運営に関する自己評価と保護者及び地域住民などの関係者による評価（学校関係者評価）を実施します。その際、達成目標を数値化し、達成状況や結果を公表しながら、保護者や地域住民からも理解と協力を得て、学校教育の改善に取り組むなど開かれた学校づくりを推進します。
- ・ 自己評価や学校関係者評価の更なる活用により、学校教育の充実・改善に努めるとともに、第三者評価の具体的な実施方法等についての調査研究を進めます。

◇ 魅力ある学校づくりの推進

- ・ 教育事務所、教育センターを中心とした学校支援を通じ、必要に応じて「“進” 魅力ある学校づくり推進事業」の取組の成果等を紹介していきます。
- ・ 佐賀大学との連携については、研究指定校に限られるものの、別事業（「児童生徒の活用力向上研究指定事業」）により支援を受ける体制を継続します。なお、家庭学習研究事業枠については、引き続き佐賀大学からの支援を受けることとしています。

④ 厳しい雇用・経済情勢への対応

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 修学支援の充実

- ・ 育英資金の平成26年度の新規貸与者数は1,080人となっています。平成24年

度に制度を拡充する前と比較して約4割増加しており、入学一時金の創設や高額通学費の増額などが高校生就学にかかる経済的負担に対応したものであったと考えます。

- ・ また、平成26年度から県立高等学校に入学するすべての生徒が学習者用PCを購入することに伴い、負担軽減を図るため、育英資金の入学一時金の増額及び在学中に分割払いで返還可能な購入費貸付制度を開始しました。平成26年度は、入学者数の約2割にあたる1,389人が制度を利用して学習者用PCを購入しました。

◇ 就職支援の充実

- ・ すべての専門高校16校と総合学科4校、就職希望者の多い3校の普通高校、計23校に一人ずつ、また、総括業務として学校教育課内に1人の合計24人の就職支援員を配置し、新規求人開拓や生徒・保護者に対する就職相談などの支援を行いました。
- ・ 未だ先行き不透明な雇用状況の中、平成26年9月末時点では就職内定率は54.6%と前年比6.4ポイント増となり、また、平成27年3月末には就職内定率は99.5%と前年比1.0ポイントの増となり、過去10年で最も高い水準でした。

◇ 発達段階に応じたキャリア教育の充実

- ・ 義務教育段階においては、発達段階に応じて係や当番の活動、職場見学、上級学校への体験入学、職場体験活動等に取り組み、教育活動全体を通じて勤労観・職業観の育成に努めました。
- ・ 高等学校段階においては、「キャリア教育支援事業」の中で、各高等学校の生徒の実態に応じ、社会人講師を招へいしての講演会や、卒業生からの実体験報告会、インターシップ（就業体験）等に取り組み、勤労観・職業観の育成に努めました。
- ・ 全県立高等学校のキャリア教育を推進する立場にある教員を対象とした研修会を実施し、それぞれの所属校の全職員へ広げました。

◆ 課題・問題点

◇ 修学支援の充実

- ・ 育英資金については、今後とも、必要な時に必要な人が活用できるよう、制度の周知に努める必要があります。
- ・ 一方、貸与者からの返還金については、これまで、生活困窮などにより収入未済額は増加傾向に、返還率は低下傾向にありましたが、返還指導等の取組の結果、平成26年度は収入未済額が減少し、返還率が増加に転じました。引き続き適切な運営を確保する必要があります。

◇ 就職支援の充実

- ・ 産業別求人への偏り、原油価格や為替・株式相場の変動など、予断を許さない状況には変わりはなく、雇用情勢は依然として見通しが不透明であり、引き続き生徒の就職支援に学校を挙げて取り組んでいく必要があります。

◇ 発達段階に応じたキャリア教育の充実

- ・ 義務教育においては、一つ一つの活動が断片的にならないよう、各教科等との関連や活動のねらいを更に明確にして取り組んでいく必要があります。
- ・ 高等学校においては、学習指導要領において、キャリア教育の充実が求められており、すべての県立高等学校において、体系的なキャリア教育の在り方を確立していく必要があります。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 修学支援の充実

- ・ 育英資金について、引き続き、広報など制度の周知に努めます。また、要件を満たす希望者全員に貸与できるよう、予算の確保に努めるとともに、きめ細かな返還指導や返還猶予制度の適切な活用などにより、収入未済の解消と返還率の向上に努めます。

◇ 就職支援の充実

- ・ 引き続き学校教育課内に就職支援員を1人配置し、専門高校16校と総合学科4校、就職希望者の多い普通高校3校と他の高校への支援などを行い、就職を希望するすべての生徒の就職が実現できるよう学校を挙げて取り組んでいきます。

◇ 発達段階に応じたキャリア教育の充実

- ・ 各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等との関連及び活動のねらいを明確にした体系的なキャリア教育の取組を推進し、生徒の社会的・職業的自立に向けて、必要とされる基盤となる能力や態度の育成に努めます。
- ・ 高等学校においては、各学校で体系的なキャリア教育に取り組むことができるよう、担当者説明会などキャリア教育に関する研修を行います。

<基本方針Ⅴの成果指標>

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H 2 2 (現状)	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
スーパーティーチャーの配置数	人	15	18	21	23	25
			18	22	25	26
県立学校の耐震化率	%	84.7	88.8	93.6	98.4	99.2
			88.6	94.7	98.9	99.2
学校評価において保護者等の意見も反映した中間評価を実施した学校の割合	%	38	40	50	60	70
			58	74	75	74

<平成26年度実績評価（外部評価）>

- ・ スーパーティーチャーには、体育の先生はいないのか。全国レベルの選手になると生徒は脚光を浴びるが、その素質を見抜いて育成した先生には光が当たらないということもある。そういう先生をスーパーティーチャーとして任命してはどうか。他県では、そのような方をいろんな面で活用している。
- ・ 自分の事業所でも、ヒヤリ、ハットに取り組んでいるが、ヒヤリ、ハットは、人を追い詰めなくてはいけない部分もあるので、「ホット、ハット」を作ろうということをやっている。例えば、「この行動がすごくよかったね。」とか「この声掛けよかったよね。」ということを書きとめてハートマークの中に書き込んで共有する。保護者の言葉や子どもの言葉でとても嬉しかったということを書きとめて、みんなと情報を共有する。そうすることで、モチベーションが上がって、機能しやすくなった。学校現場でも先生方の指導をしていくだけではなく、認め合う、分かち合うことは現場の先生方には大事だと思う。情報共有することで、モチベーションや質が上がると思う。
- ・ 学校評価については、保護者等の意見も反映した中間評価を実施した学校の割合が平成26年度は74%となり、目標の70%を上回っているということだが、残りの四分の一は、保護者等の意見を反映しない評価しかできていないという見方もできる。もっと、割合を高めていくという意識を持たないといけないのではないか。
- ・ 学校評議員については、学校側からの報告を聞くだけになっているなど、マンネリ化している気がしなくもない。例年、校長が実績を説明して、気づいた点がないか尋ねるという方法ではなく、やり方に工夫が必要と思われる。

<平成26年度施策の取組方針>

佐賀の歴史や伝統、文化を理解し、次世代へ伝えていくため、県民の貴重な文化財の調査・保存、整備・継承を図ります。

① 文化財の調査・保存

佐賀の歴史や伝統、文化を物語る文化財について、調査を行い、重要な文化財については保存を図ります。

② 文化財の整備・継承

現代社会において忘れ去られがちな地域の文化財について、県民の理解を高めるとともに、その整備を行い、後世に継承します。

<関係課>

文化財課

<平成26年度における主な取組と成果（自己評価）>

① 文化財の調査・保存

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 県内文化財の調査と適切な保存

- 文化財を保護するためには、文化財関係機関だけではなく、開発等関係機関との調整も重要です。そのため、開発事業の計画や進捗状況を把握し協議を行うなど、開発担当部局等と連携しながら、文化財の調査・保存に取り組みました。
- 吉野ヶ里遺跡の発掘調査は、平成24年度で発掘作業を一旦終了し、これまでの調査成果のうち、弥生時代の集落跡に関する成果をまとめた調査報告書を作成しました。
また、発掘調査で得られた情報は、国営吉野ヶ里歴史公園整備事業に活用されたほか、出土品の展示及び保存活用業等により、公園来訪者の吉野ヶ里遺跡に対する理解醸成に貢献しました。

◇ 世界遺産登録への取組

- 三重津海軍所跡を含む23の資産から構成される「九州・山口の近代化産業遺産群」は、名称を「日本の近代化産業遺産群—九州・山口及び関連地域」に変更するとともに、平成27年度の世界遺産登録を目指し、推薦書案を国に提出しました。
- 政府は、これを再検討の上、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」として、平成25年度の世界文化遺産推薦資産に決定し、ユネスコに推薦書を提出しました。
- 佐野常民記念館において、三重津海軍所跡に関する展示を充実し、三重津海軍所跡が果たした歴史的役割について啓発するなど、知事部局及び佐賀市と連携して世界遺産登録へ向けた機運の醸成を図りました。

◇ カササギの保護

- ・ 国指定の天然記念物であるカササギ（カチガラス）の生息実態調査結果の公表を行いました。
- ・ カササギの落下幼鳥の保護に取り組みました。平成26年度は34羽の落下幼鳥を保護しました。

◆ 課題・問題点

◇ 県内文化財の調査と適切な保存

- ・ 文化財の保護については、開発担当部局と「調整会議」を定期的で開催し、主に農林基盤整備事業や旧土木部所管事業等について調整を行っていますが、文化財保護法の手続きが行われなまま工事に着手された事例がありました。また、その他の事業や中小規模の開発などは、十分に把握しきれていない現状もあります。開発担当部局との連絡調整システムをより効果的なものとするとともに、文化財の保護について、より一層周知を図る必要があります。

◇ 世界遺産登録への取組

- ・ 「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」については、平成27年5月にイコモスから世界遺産一覧表に「記載が適当」との勧告を受け、同年6月末から7月初旬に開催された第39回世界遺産委員会において、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と名称を変更して、世界遺産一覧表への記載が決定しました。世界遺産への登録により、三重津海軍所跡をこれまで以上に適切に保存し、後世に残していく必要があります。

◇ カササギの保護

- ・ 県内のカササギ営巣数は、過度な都市化が進んだ佐賀市中心部を除き、安定した営巣数を維持するものと推定されますが、今後も定期的な営巣調査を行い、状況の変化を把握することが必要です。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 県内文化財の調査と適切な保存

- ・ 開発担当部局と連携し、協議された結果がどの担当者でも齟齬なく理解できるようにするなど、連絡調整システムがより効果的なものとなるよう工夫します。また、遺跡地図を県のホームページに公開し、誰でも簡単に閲覧できる環境を整えるなど、文化財保護の情報や仕組みについて、より一層周知を図り、文化財の適切な保存に取り組みます。
- ・ 吉野ヶ里遺跡の発掘調査について、弥生時代の墓地に関する成果をまとめた調査報告書の作成を行います。

また、発掘調査で得られた情報や報告書でまとめられた内容については、出土品の展示及び保存活用事業等により、文化財の保護・公開に取り組みます。

◇ 世界遺産登録への取組

- ・ 世界遺産に登録された三重津海軍所跡について、引き続き、知事部局及び佐賀市と連携しながら、適切な保存に取り組みます。
- ・ 佐賀市が実施する三重津海軍所跡及び築地反射炉跡の確認調査についても、文化庁の指導助言のもと、県費による調査費補助や専門職員の派遣等により支援を行います。

◇ カササギの保護

- ・ カササギについては、絶滅を危惧するような状況にはありませんが、現在の営巣数が維持されるよう、引き続きカササギ保護対策を実施します。

② 文化財の整備・継承

◆ 平成26年度における主な取組とその成果

◇ 指定文化財の整備と後世への継承

- ・ 新たに、3件が国・県指定の文化財、2件が国の追加指定、4箇所が登録有形文化財の答申を受け、貴重な伝統文化の継承に寄与しました。

◇ 文化財に対する県民の理解

- ・ 文化財の重要性とその保護の必要性について県民に理解してもらうために、ホームページや広報紙、ラジオ番組など各種媒体の利用、文化財に関する講座・講演会の開催などを行いました。

◆ 課題・問題点

◇ 指定文化財の整備と後世への継承

- ・ 後世に継承すべき文化財については、継続して調査を行い、指定を行う必要があります。

◇ 文化財に対する県民の理解

- ・ 文化財を後世に適切に継承していくためには、県民の理解が不可欠であり、今後も引き続き、県民の文化財に対する理解を醸成していく必要があります。

《参考》平成27年度の具体的取組と工夫

◇ 指定文化財の整備と後世への継承

- ・ 指定文化財候補の調査を計画的に進め、価値が明らかになったものから順次指定します。

◇ 文化財に対する県民の理解

- ・ 今後とも引き続き、各種施策の機会を利用し、県民の文化財に対する理解を醸成していきます。

<平成26年度実績評価（外部評価）>

- ・ 文化財行政の性質上難しい面もあるかと思うが、行政として何を目標とするのか不明確に思える。例えば、どのように保護していこうとするのかという観点とか、今年度中に何をすることを書くなど、県民に分かりやすい書き方になるように工夫をお願いしたい。